

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	子ども・子育て会議事務費	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	井出・長谷川	内線	3862		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-05	子ども・子育て会議事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 25（ 2013 ）年度	根拠	子ども・子育て支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	認定こども園法一部改正法他				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度に伴い、子どもの認定や利用者負担額（保育料）の決定、給付対象施設の確認等のほか、子ども・子育て会議の運営等必要な事務を行うことで制度の円滑な施行を図ることを目的とする。						
対象者等	学識経験者、事業者及び保護者等で構成する子ども・子育て会議委員						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川区子ども・子育て会議 事業計画や利用定員の設定等についての意見を諮るため、区の附属機関として設置。 委員構成：会長1名 副会長1名 学識経験者3名 保護者代表者4名 公募委員2名 事業者代表者7名 区代表者1名 ・ 荒川区子ども・子育て支援計画 第1期 平成27年度～令和元年度 第2期 令和2年度～令和6年度 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画である「子ども・子育て支援事業計画」のほか、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援計画」と一体のものとして策定。 						
経過	平成24年 8月22日	子ども・子育て関連3法公布					
	平成25年 4月 1日	子ども・子育て支援法一部施行					
	平成25年 4月 9日	国子ども・子育て会議設置					
	平成25年12月 1日	区子ども・子育て会議設置					
	平成27年 3月	荒川区子ども・子育て支援計画策定					
	令和 2年 3月	第2期荒川区子ども・子育て支援計画策定					
	令和 5年 4月	こども家庭庁開設、こども基本法施行					
必要性	実施主体は区市町村とされており、すべての自治体において新制度に伴う事務は必須である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	法定事務であり、子ども・子育て支援計画の改定などを審議する事務であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,084	6,147	4,997	1,099	1,031	856	8,363
決算額 (5年度は見込み)		647	4,938	4,649	589	540	609	8,363
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	子ども・子育て支援事業計画	進捗管理	進捗管理	策定	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会議委員報酬	404	報酬	会議委員報酬	371	報酬	会議委員報酬	532
旅費	会議委員費用弁償	7	報償費	評価委員謝礼	60	旅費	会議委員費用弁償	14
需用費	食糧費・消耗品	20	旅費	会議委員費用弁償	9	需用費	食糧費・消耗品	47
役務費	郵便料等・会議録作成	87	需用費	食糧費・消耗品	28	役務費	郵便料等・会議録作成	150
使用料等	会議会場使用料	23	役務費	郵便料等・会議録作成	98	委託料	ニーズ調査委託	7,576
			使用料等	会議会場使用料	43	使用料等	会議会場使用料	44

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		3,530	1,984	▲ 1,546		地方税等		0	0	0
物件費		136	178	42	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	60	60	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		594	160	▲ 434	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 4,260	▲ 2,382	1,878		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		4,260	2,382	▲ 1,878	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,260	▲ 2,382	1,878		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,260	▲ 2,382	1,878		

備考 行政費用は、主に職員の人件費や委員報酬の給与関係費である。物件費は郵便料や会議録作成費用等である。

問題点・課題
 ・子ども・子育て会議において、子育て施策を周知するとともに委員からの意見を十分に聴き取り、施策を推進していく必要がある。
 ・子ども・子育て支援計画は、子ども・子育て支援事業、母子保健、子どもの貧困、若者支援と、内容が多岐に渡り、0歳から若者までと対象期間も長期間であるため、進捗管理を行い、関係各所と連携を図り、長期的に計画を推進していく必要がある。
 ・子ども家庭庁の開設及び児童福祉法の改正に準じた、新たな計画策定等について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子ども・子育て会議で事業の周知を図り、委員からの意見を参考に、事業の見直しや新たな取組を検討していく。	子ども・子育て会議で事業の周知を図るとともに、委員からの意見を参考に、事業の見直しや新たな取組を検討した。	子ども・子育て会議で事業の周知を図り、委員からの意見を参考に、今後も事業の見直しや新たな取組を検討していく。
②	多岐にわたる子ども・子育て支援計画の施策について、引き続き会議に報告し、計画を推進していく。	子ども・子育て支援計画の施策について、会議に報告し、計画を推進している。	引き続き、多岐にわたる子ども・子育て支援計画の施策について、会議に報告し、計画を推進していく。
③	—	—	「こども計画」について、子ども・子育て支援計画等を包含した形での策定について検討し、ニーズ調査を実施する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	令和元年度9月会議 区独自の子どもの生活実態調査を実施すること。子どもの貧困対策計画を策定すること。 平成30年度2月会議 子どもの生活実態調査を実施するとともに、貧困の改善目標と結果に応じた対応を行うこと。 平成30年度9月会議 子どもの生活実態調査を行い具体的な改善計画を策定すること。
-----------	---

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童福祉審議会運営	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	安原	内線	3862		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-18-01	児童福祉審議会運営					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	児童福祉法第8条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	児童福祉法施行令第45条 他				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の円滑な運営				
目的	荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）の開設に伴い、荒川区児童福祉審議会を設置し、児童福祉法等に定められた児童の福祉等に関する事項を調査審議することを目的とする。						
対象者等	主に18歳未満の児童及びその保護者、里親家庭等						
内容	<p>児童福祉法及び児童福祉法施行令並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、区長の附属機関として荒川区児童福祉審議会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は大学教授、医師、弁護士等からなる学識経験者18人で構成。 ・ 審議会は、次の4部会を設置し、それぞれ分野別の調査審議を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 里親部会：里親の認定の適否、登録更新等について ② 権利擁護部会：児童・保護者と児童相談所の、施設への入所等の意向が一致しない場合や、緊急で行った措置の報告等について ③ 保育部会：保育所の設置認可等について ④ 児童虐待死亡事例等検証部会：児童虐待事例の事実関係を明確化、問題点及び課題の抽出 ・ 各部会の委員数は5名ずつとし、部会長を1名置く。 						
経過	令和2年7月 1日 令和2年度	児童相談所業務開始に併せて、児童福祉審議会を設置 各部会（里親部会1回、権利擁護部会3回、保育部会2回）、児童福祉審議会（2回）開催					
	令和3年度	各部会（里親部会2回、権利擁護部会2回、保育部会2回、児童虐待死亡事例等検証部会1回）開催					
	令和4年度	各部会（里親部会4回、権利擁護部会4回、保育部会3回、児童虐待死亡事例等検証部会1回）、児童福祉審議会（3回）開催					
	令和5年度 令和5年5月22日 令和5年6月 1日	令和5年度第1回里親部会開催 令和5年度第1回児童虐待死亡事例等検証部会開催					
必要性	児童相談所設置市には、児童福祉審議会の設置が義務付けられており、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	継続	子どもの権利擁護、児童虐待、保育所の設置認可など児童福祉に係る事項を審議する附属機関であり、児童相談所設置区に設置が義務付けられているものであるため、継続する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額				—	4,123	4,072	3,674	4,138	
決算額 (5年度は見込み)				—	1,670	992	2,303	4,138	
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
事項名 (5年度は見込み)									
審議会開催回数					2	0	3	2	
部会開催回数					6	7	15	19	
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	
報酬	審議会委員報酬	714	報酬	審議会委員報酬	1,820	報酬	審議会委員報酬	2,922	
旅費	審議会委員費用弁償	11	旅費	審議会委員費用弁償	42	旅費	審議会委員費用弁償	111	
需用費	食糧費・消耗品費	15	需用費	食糧費・消耗品費	28	需用費	食糧費・消耗品費	48	
役務費	郵便料等・会議録作成	252	役務費	郵便料等・会議録作成	392	役務費	郵便料等・会議録作成	902	
使用料等	会議会場使用料	0	使用料等	会議会場使用料	21	使用料等	会議会場使用料	155	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,839	6,659	2,820	地方税等	0	0	0
	物件費	278	483	205	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	594	481	▲ 113	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,711	▲ 7,623	▲ 2,912
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,711	7,623	2,912	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,711	▲ 7,623	▲ 2,912
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,711	▲ 7,623	▲ 2,912	

備考 行政費用は、主に職員の人件費や委員報酬の給与関係費である。物件費は郵便料や会議録作成費用等である。

問題点・課題 ・法に基づく審議会であるため、法に規定された諮問を行い、本会・各部会において委員の答申も取り入れながら、区の状況に沿った形の審議会となるよう、意義のある会議運営を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関と連携し、各委員の意見を取り入れながら会議運営を行っていく。	本会や各部会について、区内の子育て関係施設の見学会を実施するなど、各委員の意見を取り入れて会議運営を行った。	引き続き、委員や関係機関と細かに連絡調整を行い、意義のある会議となるよう会議運営を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)	世田谷区、江戸川区、港区、中野区、板橋区、豊島区 (児童相談所設置区)	
況(要旨)	議会質問状		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	子どもの権利擁護事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	安原	内線	3862			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-18-03	子どもの権利擁護事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	都道府県・児童相談所設置市向け					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	被措置児童虐待対応ガイドライン					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	被措置児童及び一時保護所入所児童の意見表明の権利を保障することを目的とする。							
対象者等	被措置児童等（児童福祉施設入所中の児童、一時保護所入所中の児童、里親委託中の児童）							
内容	<p>①区は、電話や意見箱等により、子どもからの相談を受け、意見表明支援員（社会福祉士）につなぐ。</p> <p>②意見表明支援員は、子どもと面談し事務局へ報告する。子どもが調査を希望する場合には、権利擁護調査員（弁護士）による調査を行うことを子どもに確認し、区へ報告する。</p> <p>③調査員は子ども本人もしくは意見表明支援員と施設を調査し（内容により面接や施設訪問を実施）、調査結果を区へ報告する。</p> <p>④区は、調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会へ報告する。意見表明支援員は必要に応じて出席する。</p> <p>⑤権利擁護部会は、必要に応じて施設に意見具申する。権利擁護部会の対応結果については、意見表明支援員が子どもに報告する。</p> <p>⑥権利擁護部会は、施設の対応結果の報告を受ける。</p>							
経過	<p>令和2年 7月 児童相談所業務開始に併せ、被措置児童等に対する子どもの権利擁護事業を開始</p> <p>令和3年10月 子どもの権利について普及啓発を図るため、生涯学習課と連携し、講演会を開催 講師：荒川区児童福祉審議会委員・明星大学人文学部福祉実践学科教授 川松 亮 氏 あらかわ子ども応援ネットワーク代表 大村 みさ子 氏</p> <p>令和4年7月～ 区議会文教子育て支援委員会で権利条例制定に向けて検討</p> <p>令和5年2月 荒川区子どもの権利条例が制定</p> <p>令和5年4月 荒川区子どもの権利条例が施行</p> <p>令和5年6月 子どもの権利について普及啓発を図るため、講演会を開催 講師：獨協大学国際教養学部教授 和田 一郎 氏</p> <p>○相談件数 R2年度：2件、R3年度：4件、R4年度：4件</p>							
必要性	被措置児童等の権利が守られ安心して生活できるよう、児童自らが第三者に対し意見を述べる仕組みとして必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	相談件数	2	4	4	4	4	電話・意見箱等による相談
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進						
子どもが自らの意見を表明できる機会を保障することは重要であるため、子どもの権利条例の制定を受けて推進していく。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	1,993	2,594	1,465	5,480
決算額 (5年度は見込み)				—	70	297	108	5,480
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
意見表明支援員による代弁件数					0	1	2	4
権利擁護調査員による調査件数					0	0	0	4
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	意見表明支援員等報償	53	報償費	意見表明支援員等報償	32	報償費	意見表明支援員等報償	3,950
需用費	消耗品・印本費	130	需用費	消耗品	12	需用費	食糧費・消耗品・印本費	712
役務費	電話通話料	64	役務費	電話通信料	64	役務費	電話通信料等	227
負担金	研修受講料	50	使用料	講演会会場使用料	0	委託料	チャット相談システム導入	410
			負担金	研修受講料	0	使用料	講演会会場使用料	81
						負担金	研修受講料	100

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,172	4,295	3,123	地方税等	0	0	0
	物件費	194	75	▲119	国庫支出金	496	289	▲207
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	103	32	▲71	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	496	289	▲207
	賞与・退職給与引当金繰入額	223	427	204	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,196	▲4,540	▲3,344
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,692	4,829	3,137	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,196	▲4,540	▲3,344
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,196	▲4,540	▲3,344	

備考 行政費用は、主に職員の給与関係費である。補助費等は、意見表明支援員への報償費と研修受講料である。本事業は国の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金の行政収入がある。

問題点・課題
 ・子ども自身に本制度の内容を十分に周知する必要がある。
 ・子どもからの相談があった場合には、本人の気持ちに寄り添いながら意見表明支援員等と連携し、迅速に対応する必要がある。
 ・子どもの権利条例を制定したことに伴い、区全体で子どもの権利を守る機運の醸成のため、より積極的に普及啓発等を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域全体への子どもの権利の理解・普及啓発をするとともに、対象児童に本事業を周知する。	区議会による条例制定を見据え、その普及啓発について検討するとともに、対象児童へ本事業の周知を行った。	引き続き、対象児童に本事業を周知するとともに、事業のより円滑な運用方法を検討していく。
②	意見表明支援員や調査員と連携し、子どもからの相談に迅速に対応できるよう備える。	意見表明支援員と連携して、意見箱への投函に迅速に対応した。	引き続き、意見表明支援員や調査員と連携し、子どもからの相談に対して本人の気持ちに寄り添いながら迅速に対応する。
③	—	—	子どもの権利をテーマとした講演会やパネル展の開催、リーフレットの配布などにより普及啓発を行う。

他区の実況	(実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
	世田谷区、江戸川区、港区、中野区、板橋区、豊島区

議会(要旨) 令和4年度6月会議 子どもの権利条例は、条約等の理念に則ったものとし、意見表明権を保障するなど子どもを権利の主体として位置付けること。
 令和3年度6月会議 子どもの権利条例は権利条約の理念に則った内容にすべき。
 令和元年度2月会議 子どもの権利を擁護し、児童虐待をなくすために区として子どもの権利条例や子どもの虐待防止条例を制定すべき。

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	児童養護施設整備・退所者支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	小林		
			担当者名	藤田		内線	3811		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-19-01	児童養護施設等退所者支援							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市							
	政策	03 子育てしやすいまちの形成							
	施策	04 児童相談所の円滑な運営							
目的	子ども家庭総合センター（児童相談所）の開設に続き、措置児童の入所先として必要な児童養護施設を区内に整備する。 また、施設退所者（ケアリーバー）が、進学・就職等の際に円滑かつ安定的な生活を送れるよう支援を実施する。								
対象者等	社会福祉法人等 児童養護施設等退所者								
内容	<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：荒川8-14-10、801.04㎡ ・施設構造：RC造、4階建 ・定員：24人 ・開設予定：令和5年4月 ・整備運営事業者：社会福祉法人友興会 <p>【ケアリーバー支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①退所時一時支度金 施設退所者等が一人暮らしを始める際、生活必需品の購入や物件の賃貸費用について、一部（20万円）を支度金として支給する。 ②民間賃貸住宅保証料支援 連帯保証人を立てられない措置解除児童等が、民間賃貸住宅に入居する際に、保証会社に支払う保証料の一部を補助する。 ③資格取得支援 就職先での活用や進学者の将来のキャリアアップにつながる資格、運転免許の取得支援のため、取得にかかる費用を給付する。 <p>※②・③は区内の児童養護施設の退所者のみ対象。</p>								
経過	令和2年度	整備用地の取得 公募により整備・運営事業者選定 選定事業者と協議							
	令和3年度	住民説明会（計画）、設計、住民説明会（工事）、着工							
	令和4年度	竣工、開設準備							
	令和5年度	開設 退所者（ケアリーバー）支援開始							
必要性	地域における社会的養護体制の充実とともに、その専門性から子育て支援拠点としての役割を担うものであり、必要な施設である。								
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 運営法人と調整し、実施する。								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)	
	①	一次支度金支給実績（件）		—	—	—	18	18	R5年度から開始
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
5年度		6年度							
推進	推進		児童養護施設開設後は、施設退所者（ケアリーバー）への支援が重要であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	339,492	153,092	349,462	5,000
決算額 (5年度は見込み)				—	292,250	135,363	342,780	5,000
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	退所後一時支度金							18人
	民間賃貸住宅保証料支援							4人
	資格取得支援							4人
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	児童養護施設用地草刈委託	352	負担金補助及び交付金	児童養護施設整備費補助金	315,038	負担金補助及び交付金	児童養護施設等退所後一時支度金	3,600
負担金補助及び交付金	児童養護施設整備費補助金	135,011	負担金補助及び交付金	地中埋設物撤去等処分	27,742	負担金補助及び交付金	民間賃貸住宅入居者支援 (契約時保証料)	200
						負担金補助及び交付金	資格取得支援	1,200

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,125	6,453	3,328	地方税等	0	0	0
	物件費	352	0	▲ 352	国庫支出金	1,867	187,495	185,628
	維持補修費	0	0	0	都支出金	605	61,321	60,716
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	135,011	342,780	207,769	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	2,472	248,816	246,344
	賞与・退職給与引当金繰入額	594	642	48	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 136,610	▲ 101,059	35,551
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	▲ 32	0	32
	行政費用合計 (b)	139,082	349,875	210,793	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 136,642	▲ 101,059	35,583
	特別費用 (g)	0	292,000	292,000	特別収入 (f)	0	292,000	292,000
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 136,642	▲ 101,059	35,583

備考 行政費用は、主に職員の給与関係費と施設の建設費補助である。建設費補助については国庫補助及び都費補助による歳入がある。

問題点・課題
 ・選定事業者と十分に協議し、児童養護施設として求められる機能に加えて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業・ショートステイ事業等の実施場所として不足のない施設を整備する必要がある。
 ・当該児童養護施設は地域の子育て支援拠点としての役割も担うことから、地元町会や近隣住民に対する説明を丁寧に行い、地域からの理解を深めていく必要がある。
 ・退所者支援について、施設と調整しながら、効率的で確実な実施方法を確立する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業者と協議を行い、開設に向け、連携して進めていく。	施設建設状況、児童の入所に係る調整、委託事業等について事業者と綿密に協議を行い、開設準備を完了した。	—
②	令和5年度の開設に向け、引き続き近隣住民等に必要な情報提供を行っていく。	近隣住民向けに説明会を開催し、定期的に情報提供を行った。	—
③	—	—	施設の意見を聞きながら、退所者支援について効率的で確実な実施方法を検討していく。

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	江戸川区 (公募により事業者を選定し、令和3年4月に開所) ※児童養護施設は23区中14区に所在 (児相設置区を除き東京都が設置認可し、所管自治体となっている。)

議会議決(要旨)状況	令和4年度9月会議 児童養護施設の開設にあたり、退所者（ケアリーバー）が自立できるよう、支援が必要である。 令和3年度2月会議 施設退所後の若者たちの生活基盤が安定するような生活自立支援サポート事業を区独自に行うべき。 令和3年度11月会議 施設退所後等、保護を離れた後の生活を支える支援が必要。
------------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童福祉施設等指導検査		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	小島	内線	3788		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-18-02	児童福祉施設等指導検査事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法第46条第1項			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法第14条第1項ほか			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	利用者支援の観点から、保育施設等の適正な運営及び保育の質の確保等を図り、区の児童福祉行政の増進に寄与することを目的として児童福祉法、子ども・子育て支援法の関係法令等に基づき、保育施設等に対する必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずるための指導監査等を実施する。							
対象者等	児童福祉施設等 69施設（保育所61、小規模4、家庭的2、母子生活支援1、児童養護1）、特定教育保育施設等 133施設（教育・保育施設61、地域型保育6、子ども・子育て支援施設等66）、認可外保育施設 50施設 ※同一施設であるが法により名称が異なるため、一部重複あり。							
内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく指導監査では、児童福祉施設等（保育所、母子生活支援施設等）に対し、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、施設の設備や運営に関する基準等の適合状況及び区が定める指導監査に係る基準・方針等に対する実施状況等について、必要な助言及び指導等を行う。 子ども・子育て支援法に基づく指導監査では、特定教育・保育施設（幼稚園または保育所）及び特定子ども・子育て支援施設の設置者並びに特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業）に対し、確認基準の遵守及び給付費の適正化を図るため、必要な助言及び指導等を行う。 認可外保育施設に対する指導監査では、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境の確保を目的として、区が定める認可外保育施設指導監督基準の適合状況を把握するため、報告及び立入調査等を実施する。 							
経過	平成24年8月	子ども・子育て関連3法成立						
	平成27年4月	子ども・子育て新制度施行						
	令和 2年7月	区による子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対する指導監査を開始 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）設置 児童福祉法に基づく児童福祉施設等に対する指導監査権限が都から区へ移譲 区による児童福祉法に基づく児童福祉施設等に対する指導監査を開始 なお、コロナ禍のため、通常より時間を短縮して実施						
	令和 3年度	コロナ禍のため、施設の滞在時間を短縮し、事前に書面監査を実施したうえで、1時間程度で実地監査を実施						
	令和 4年度	実地監査を実施						
必要性	児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令等に基づき、各施設における適正な運営及び保育の質の確保等を図るため、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ）		（ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）					
	平成29年度から実施。指導監査の会計分野については、専門的で高度な知識を要することから、公認会計士や税理士に財務分析等の業務支援を委託し、指導監査業務の充実と強化を図る。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	指導監査件数（特定教育・保育施設等）（単位：園）	22	76	110	110	133	実地指導または集団指導、②と一部重複あり
	②	立入調査等件数（認可外保育施設）（単位：園）	1	46	56	50	64	立入調査または集団指導
③	文書指摘割合（単位：%）	39.1	9.9	15.2	13	10	指摘有の施設数/対象施設数 4年度は新規立入調査対象施設数増	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進		当該事務は、利用者支援の観点から、保育施設等における適正な運営及び保育の質の確保等を図る目的の事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	1,511	3,170	6,041	2,933
決算額 (5年度は見込み)				—	1,071	1,901	5,182	2,933
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	保育施設指導検査支援業務委託件数				15	37	40	41
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	保育施設指導検査支援業務委託	1,811	報酬	非常勤職員報酬	2,463	報償費	指導検査専門員報償費	128
需用費	指導検査用消耗品	90	職員手当等	一般職期末手当	488	旅費	特別旅費	2
			共済費	社会保険料	406	需用費	消耗品費	90
			旅費	特別旅費	1	役務費	郵便料	20
			需用費	消耗品費	77	委託料	保育施設指導検査支援業務委託	2,481
			委託料	保育施設指導検査支援業務委託	1,747	負担金	研修参加費	212

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		40,488	40,842	354		地方税等		0	0	0
物件費		1,901	1,825	▲76	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		7,697	3,736	▲3,961	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲50,086	▲46,403	3,683		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		50,086	46,403	▲3,683	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲50,086	▲46,403	3,683		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲50,086	▲46,403	3,683		

備考

行政費用は、主に給与関係費である。物件費は、財務分析等の業務委託経費である。

問題点・課題

・児童相談所設置に伴い、子ども・子育て支援法に規定される特定教育・保育施設等に加え、児童福祉法に規定される児童福祉施設等の指導監査権限が付与されたことにより、指導監査対象が拡大し、施設区分により指導監査基準も異なることから、より精度の高い検査技術の習得が課題となっている。
 ・令和5年4月開設予定の児童養護施設の監査技術を習得する必要がある。
 ・待機児童の解消に伴い不適切保育・委託費の不正受給の防止など、保育施設の保育の質の担保が求められている。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	研修等に参加するとともに、検査技術を習得するため、東京都が行う児童養護施設の監査に同行する。	コロナ禍のため監査の同行はできなかったが、東京都が実施する研修に参加し、監査に関する技術の向上と知識の習得に努めた。	引き続き研修等に参加するとともに、監査技術を習得するため、東京都が行う監査に同行する。
②	新型コロナウイルス感染拡大状況に配慮しつつ、感染予防対策を確保したうえで実地監査を行う。	施設見学の際には部屋の入り口付近で確認するなど、感染予防対策を確保しつつ、実地監査を実施した。	新型コロナウイルス第5類移行に伴い、実地監査を実施していく。
③	—	—	実地監査を実施しつつ、監査結果等必要な情報を保育課と共有し、保育の質のさらなる向上を図る。

他区の実況	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明 0 区)	
	子ども・子育て支援法に基づく指導監査については全区で実施。また、児童福祉法に基づく指導監査については、児童相談所を設置している6区(世田谷、江戸川、港、中野、板橋、豊島)で実施。					
議会(要旨)質問状	令和5年予特	私立保育園の人員配置の状況について				
	令和4年決特	保育施設の委託費における人件費の割合や収支について				
	令和3年決特	事故等が発生した施設における指導監査で確認する法的な基準では見えない部分に関する区の認識について				
	令和3年決特	人件費比率が低い園に対しての指導監査について				

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	管理運営費（子育て支援課分室・宮地ひろば館複合施設）	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	時田	内線	3788			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	管理運営費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16（ 2004 ）年度	根拠	荒川区区民ひろば館条例、条例施行規則、管理運営要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	区直営の子育て交流サロンとして、在宅育児をしている親子の交流の場の提供や交流促進、子育て等に関する相談・支援を実施する。 また、区民の様々な活動に資するために「宮地ひろば館」を管理運営する。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て交流サロン 在宅育児家庭の親子等 ・サークル室 子育てサークル（登録制） ・宮地ひろば館 ひろば館登録団体等 							
内容	子育て支援課分室・宮地ひろば館の管理運営 ・建物の維持管理、子育て交流サロンの運営 1階：子育て交流サロン（3歳までの子どもとその保護者の集いの場） 2階：事務室 3階：子育てサークル室（サークル登録団体、昼食時は登録不要で親子での利用に供する） 4・5階：宮地ひろば館（4階洋室・5階和室） ※4階洋室は、29年4月から子ども家庭支援センターの一部として、相談対応機能強化及び児童相談所の区移管に向けた準備事務のため貸出停止していたが、令和2年度より宮地ひろば館として貸出を再開した。							
経過	昭和58年 宮地区民事務所として開館 平成10年 宮地区民事務所から宮地ひろば館となる 平成17年 外観設備を中心に大規模改修、耐震工事を実施 平成18年 子ども家庭支援センターとしてリニューアル開館 平成25年 エレベーター改修工事を実施 令和元年 空調設備（エアコン）改修工事を実施 令和2年 子ども家庭支援センターを荒川区子ども家庭総合センターへ移行。1～3階は子育て支援課分室（子育て交流サロン含む）、4～5階は宮地ひろば館（貸館運営）となり、分室で施設を管理 令和4年 4～5階の宮地ひろば館の貸館運営を含む施設の管理は、子育て事業係から指導監査係へ事務を移管 令和5年度 宮地ひろば館での貸室使用申請受付は終了し、区民施設課へ事務を移管							
必要性	子育て交流サロンは親子交流の場の提供として、ひろば館は区民の相互交流・自主活動の拠点として必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 直営で設置・運営							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	4階及び5階貸室稼働率（%）	19.7	26.7	27.4	35.3	55.0	2年度、3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少
	②	4階及び5階貸室利用団体数	30	39	40	39.5	50	2年度、3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少
③	サークル室稼働率（%）	27.3	16.4	21.4	21.7	40.0	2年度、3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続	区民が利用する地域交流の拠点として、適切な施設の維持管理・運営を行う事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,836	4,584	7,358	6,417	4,564	5,030	5,255
決算額 (5年度は見込み)		3,904	4,033	6,171	5,943	4,244	4,534	5,255
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	4階及び5階貸室稼働率	52.9%	45.4%	39.7%	19.7%	26.7%	27.4%	35.3%
	4階及び5階貸室利用団体数	51	43	34	30	39	40	39.5
	サークル室稼働率	35.5%	38.7%	48.3%	27.3%	16.4%	21.4	21.7
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	1,696	需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	1,879	需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	2,634
役務費	電話料・CATV利用料・ごみ処理券等	282	役務費	電話料・CATV利用料・ごみ処理券等	284	役務費	電話料・ごみ処理券等	303
委託料	清掃・保守委託等	2,249	委託料	清掃・保守委託等	2,318	委託料	清掃・保守委託等	2,288
使用料及び賃借料	AEDリース料	18	使用料及び賃借料	AEDリース料	18	使用料及び賃借料	AEDリース料等	20
負担金補助及び交付金	各種研修会等参加費	0	負担金補助及び交付金	各種研修会等参加費	35	負担金補助及び交付金	各種研修会等参加費	10

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,298	9,762	5,464	地方税等	0	0	0
	物件費	3,700	4,002	302	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	544	497	▲ 47	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	35	35	使用料及び手数料	179	190	11
	減価償却費	145	0	▲ 145	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	179	190	11
	賞与・退職給与引当金繰入額	817	971	154	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,325	▲ 15,077	▲ 5,752
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,504	15,267	5,763	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,325	▲ 15,077	▲ 5,752
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,325	▲ 15,077	▲ 5,752	

備考 行政費用は、給与関係費と光熱水費などの物件費、建物修繕などの維持補修費で構成されている。減価償却費は令和3年度が最終償却年度であった。行政収入は、貸室の施設使用料収入である。

問題点・課題
 ・非常階段及び屋上の錆や塗装の剥がれ等施設の老朽化が進んでいるため、将来的な施設のあり方を検討する必要がある。
 ・乳幼児の利用が多い施設にも関わらず、交通量の多い道路に面し、駐輪場が不足している。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	非常階段及び屋上の錆や塗装等、施設の老朽化による修繕について、改修計画を作成し適正に対処していく。	個別施設計画を作成するとともに、法定点検の指摘事項について、適切に対応した。	引き続き、法定点検の指摘事項について、個別施設計画の改修計画に基づき、適切に対応していく。
②	将来的にはふれあい館ニュープランに基づいた整備計画も視野に入れ、所管課と調整を図っていく。	貸室受付業務は利便性向上のため、令和5年度から区民施設課に事務移管することとした。	引き続き、ふれあい館ニュープランに基づく整備計画を視野に入れ、必要に応じて所管である区民施設課と調整を図っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-08		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事				
事務事業名	子育て支援情報提供事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	小林	
			担当者名	大山		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	子育て支援情報提供事業						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	ホームページや子育てアプリ、紙媒体等により、子育て家庭が必要な情報を必要な時に、分かりやすく提供し、「知らなくて利用できなかった」という状況を解消していくことを目的とする。							
対象者等	主に就学前の子どもを持つ保護者等							
内容	①「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」の配付（共に19年度～） 令和4年度より「あらかわ子育ておでかけMAP」は、子育てアプリに統合 ②在宅育児家庭のイベント情報誌「あらかわきっずニュース」の発行（17年度～） 子育て関連施設に設置・配布（2ヶ月に1回発行） ③子育て情報をひとまとめにした「子育て応援パック」の配付 子育て支援課窓口で、出生及び転入世帯に配付 ④子育て関連情報を総合的に発信する「あらかわ子育て応援サイト」の構築・運営（20年12月開始） 25年2月、公園の施設案内をスマートフォン専用ページ「おでかけParkNavi」として開設 27年度からは区ホームページの再編にあわせ移行し、令和2年度からは区ホームページに機能を統合 ⑤子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始（平成30年度～）							
経過	平成17～19年度 子ども家庭支援センター事業費で「子育てマップ」を作成 平成20年度 「子育てマップ」を「子育てハンドブック」に統合したことに伴い本事業費で総合的に執行 平成21年度 子育て支援モニター等の意見を参考に「子育てハンドブック」を「子育て応援ブック」「子育ておでかけMAP」に分冊（同時配付） 平成20年度 子育て情報をリアルタイムに情報発信できるよう「あらかわ子育て応援サイト」を開設 平成20～25年度 子育てを楽しむ生活情報誌「あらかわ区報きっず」を年4回発行 平成24年度 スマートフォン用公園案内ページ「おでかけParkNavi」を開設 平成27年度 「あらかわ子育て応援サイト」を区ホームページに移行 平成30年度 スマートフォン用子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始 令和2年度 「あらかわ子育て応援サイト」の機能を区ホームページに統合 令和4年度 きっずニュースの冊子を電子版へ移行							
必要性	子育て支援施策を「知らなくて利用できなかった」ことを解消するために、多様な方法により正確で豊富な分かりやすい子育て支援情報を提供することが必要である。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） 「子育て応援ブック」は令和4年度から委託契約。 「あらかわすくすく子育てアプリ」保守運用を業者委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	子育てアプリ登録者数	3,581	4,815	6,433	7,500	9,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進		区民が、子育てに関する有益な情報を容易に入手できるようにするため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,079	1,927	2,003	2,379	1,880	1,709	1,810
決算額(5年度は見込み)		1,078	1,601	1,799	2,135	1,670	1,468	1,810
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	きつずニュース	48,000部	48,000部	48,000部	40,000部	39,300部	-	-
	子育ておでかけマップ	-	11,000部	-	12,000部	-	-	-
	子育て応援ブック						3,000部	3,500部
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	きつずニュース	950	委託料	応援ブック、子育てアプリ	1,468	委託料	応援ブック、子育てアプリ	1,810
需要費	子育てステッカー	20						
需要費	多胎児家庭ガイドブック	40						
委託料	子育てアプリ	660						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,516	3,227	▲ 289	地方税等	0	0	0
	物件費	1,670	1,468	▲ 202	国庫支出金	2,922	1,855	▲ 1,067
	維持補修費	0	0	0	都支出金	731	464	▲ 267
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,653	2,319	▲ 1,334
	賞与・退職給与引当金繰入額	668	321	▲ 347	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,201	▲ 2,697	▲ 496
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,854	5,016	▲ 838	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,201	▲ 2,697	▲ 496
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,201	▲ 2,697	▲ 496

備考 行政費用の物件費は、子育て応援ブックの作成や子育てアプリの運営委託経費である。前年度と比較した物件費の減少は、あらかじめきつずニュースの冊子を電子版に移行したことにより印刷製本費が減少したためである。

問題点・課題
 ・子育てアプリの幅広い活用を目指して、配信内容をより充実させるため、各関係所管との連携が必要である。
 ・あらかじめきつずニュースにおいて、見やすく分かりやすい内容を発信していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育てアプリの更なる充実を目指し、各所管と連携し、子育て支援に役立つ配信内容を増やしていく。	各所管の子育て関連情報やイベントを子育てアプリで配信するよう全庁に周知し、子育てアプリの充実を図った。	子育てアプリの幅広い活用を目指して、各所管と連携し、最新情報をより多く掲載できるよう努める。
②	きつずニュースは、冊子での発行を見直し、情報の変更等をその都度更新できる正確で見やすい電子版での配信とする。	きつずニュース電子版が、より見やすく分かりやくなるように、原稿のレイアウト変更を行った。	継続して見やすい電子版の配信を行う。また、掲載の変更があった際は迅速に修正し、正確な情報発信を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)			
	大田、葛飾、北、江東、品川、杉並、墨田、台東、港、目黒は区が運営。中野、豊島、練馬、新宿、中央は官民連携型で運営。			

況(要旨) 平成30年度6月会議 子育て支援サービスを積極的に配信できるアプリについて
 平成27年度11月会議 子育て情報「絆メール」の配信事業について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-09	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	産後支援ボランティア助成事業費	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	大山	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	産後支援ボランティア助成事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	荒川区産後支援ボランティア派遣事業費補助金				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	交付要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	出産後間もない子ども（原則出産後6月以内の子ども）を養育する家庭において、養育が困難な場合、助産師・ボランティア等を派遣し、赤ちゃんの入浴の手伝い、買い物の手伝い等を実施するボランティア団体に対し、その運営費を補助し、産後家庭の子育ての負担軽減を図る。						
対象者等	産後支援ボランティアを継続して派遣できる団体 ※団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体 「35（産後）サポネットin荒川」 代表 元首都大学東京教授 恵美須文枝氏・元NPO法人代表 藤田房江氏 ・支援内容 赤ちゃんの入浴手伝い・外出付き添い・買い物代行・家事手伝い・お母さんと赤ちゃんの健康相談など ・支援対象 出産後6ヶ月以内の育児困難家庭 ・支援方法 産後家庭への助産師・保育士・ボランティアの派遣による援助 ・利用時間 1回2時間以内 ・利用料金 派遣ボランティア1名につき500円 ・対象経費 ボランティア活動費等（派遣コーディネート、事務職員含む）・保険料・会議費等 						
経過	平成16年10月 首都大学において子育てボランティア講演会・シンポジウムを開催 平成17年 3月 シンポジウムをきっかけに区民・学生による産後支援ボランティア（35（産後）サポネットin荒川）が始まり、同活動の支援を荒川区次世代育成支援行動計画に織り込む。 平成18年 4月 モデル事業として、事務局経費・保険料・事務局補助者経費を区が助成する目的で予算を計上 平成21年 2月 事務局が荒川六丁目みんなの実家@まちやに移転したことにより、会場費はサロン経費で負担 平成27年 4月 事務局であるみんなの実家@まちやが、町屋5丁目に移転						
必要性	区内における出産直後の乳児及び母親を支援対象としたボランティア活動に対する補助の必要性は高い。こうした子育て支援のボランティア団体の育成につながっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ボランティア団体への補助事業						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	① 延べ利用者数	1,343	1,623	1,668	1,680	1,700	
	② 実利用者数	111	148	146	150	200	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	養育困難な新生児を対象とした子育て支援策として、虐待の未然防止を図るため、今後も事業を継続していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,483	3,517	4,113	3,693	4,232	4,478	4,293
決算額 (5年度は見込み)		3,482	3,203	3,931	3,432	4,231	4,247	4,293
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
延べ利用者数		1,625	1,200	1,577	1,343	1,623	1,668	1,680
実利用者数 (派遣ケース数)		128	113	144	111	148	148	171
1世帯あたりの派遣回数		12.7	12.7	11.0	12.1	11.0	11.3	9.8

予算・決算の内訳

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	ボランティア活動費	2,434	負担金補助等	ボランティア活動費	2,503	負担金補助等	ボランティア活動費	2,397
	派遣コーディネート経費	1,249		派遣コーディネート経費	1,367		派遣コーディネート経費	890
	事務職員補助	1,048		事務職員補助	876		事務職員補助	1,354
	事務費・会議費・保険料等	311		事務費・会議費・保険料等	335		事務費・会議費・保険料等	451
	利用者負担	-811		利用者負担	-834		利用者負担	-799

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	781	807	26	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	1,982	1,872	▲ 110
	維持補修費	0	0	0	都支出金	991	1,302	311
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	4,231	4,247	16	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,973	3,174	201
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	80	▲ 69	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,188	▲ 1,960	228
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,161	5,134	▲ 27	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,188	▲ 1,960	228
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,188	▲ 1,960	228

備考 行政費用は、運営団体への補助金である補助費等が大部分を占めている。前年度と比較した補助費等の増加は、利用者数の増である。

問題点・課題 ・安定した事業運営のため、継続的なボランティアの人材確保・育成と、必要な財源を確保していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実施団体との情報共有を行い、団体の意見を聞きながら、産後支援ボランティア活動の円滑化を図る。	定期的に活動状況の報告を受けており、情報の共有が図れた。	適宜、実施団体との情報共有を図ると共に、支援を必要とする世帯へ事業を案内していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨)	令和2年度9月会議 対象期間の産後6ヶ月未満を延長するとともに利用時間(1日2時間)も延長すべき
-------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ツインズサポート事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	大山	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-02	ツインズサポート事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 19（ 2007 ）年度	根拠	荒川区ツインズサポート事業実施要綱、荒川区					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 令和（ ）年度	法令等	産前産後支援ヘルパー派遣事業実施要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	①多胎児を養育する家庭に対し、タクシーの料金及び在宅育児支援事業等の利用料を一部助成することにより、経済的負担を軽減することを目的とする。 ②多胎妊婦及び多胎児を養育する家庭に対し、産前産後支援ヘルパーを派遣し、妊娠、出産及び育児による心身の負担を軽減することを目的とする。							
対象者等	①タクシー利用料金・在宅育児支援事業等利用料金助成：荒川区民で当該年度4月1日現在、満5歳以下の多胎児を養育する家庭 ②産前産後支援ヘルパー派遣：多胎妊婦及び生後3年の前日までの多胎児を養育する家庭							
内容	①タクシー利用料金助成事業 助成対象 多胎児家庭の保護者が、多胎児とともに外出した際に利用したタクシーの利用料 助成額 利用料の金額 年額23,000円を上限 ②在宅育児支援事業等利用料金助成事業 助成対象 ファミリー・サポート・センター、一時保育、緊急一時保育、ショートステイ、産後支援ボランティア派遣、乳幼児一時預かり、病児・病後児保育の利用料 助成額 利用料の1/2 年額20,000円を上限 ※年度途中の出生・転入者は助成額を四半期に分けて設定し、四半期毎に5,000～6,000円ずつ減額 ③産前産後支援ヘルパー派遣事業 支援内容 区と契約を締結した事業者がヘルパーを利用者自宅に派遣し、育児及び家事の補助を実施 利用者負担額 1時間あたり300円※住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は免除							
経過	平成19年度 都バスで双子用ベビーカーが使用できないため、タクシー券配布事業として開始 平成21年度 タクシー券販売中止により補助制度に変更 平成28年度 在宅育児支援事業等の対象に、病児・病後児事業と乳幼児ショートステイ事業を追加 令和2年度 荒川区ツインズサポート事業実施要綱改正。利用申請者の負担軽減のため、助成金交付申請書（請求書）の様式を変更。 令和4年度 タクシー利用料金助成対象者を満2歳から満5歳まで拡充 荒川区産前産後支援ヘルパー派遣事業開始 多胎児家庭向けの子育て支援情報を掲載した「多胎児家庭応援ガイドブック」を発行 物価高騰によりタクシー利用料が改定されたため補助上限額を変更（増額分引上げ）							
必要性	多胎児家庭はの妊娠、出産及び育児による心身の負担が大きいことから、負担軽減のための支援が必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ①タクシー利用料金・在宅育児支援事業等利用料金助成：申請は随時受付、四半期毎に支出 ②産前産後支援ヘルパー派遣：申請・利用承認後、委託事業者が利用者自宅へヘルパーを派遣							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	タクシー利用補助件数(延べ)	49	57	99	99	110	
	②	在宅育児支援事業等補助件数(延べ)	27	20	16	20	35	
③	ヘルパー派遣利用件数(延べ)	-	-	53	60	80	令和4年度事業開始	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続 多胎児を養育する家庭のあらゆる負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,164	1,036	1,041	1,011	1,011	9,901	9,560
決算額 (5年度は見込み)		941	1,032	1,040	922	915	4,062	9,560
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
多胎児世帯数 (事業対象)		118	118	122	98	123	115	99
タクシー利用補助件数 (再掲)		57	51	55	49	55	99	99
在宅育児支援事業等補助件数 (再掲)		25	29	31	27	20	16	20
ヘルパー派遣利用件数		-	-	-	-	-	53	60

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	915	需用費	多胎児ガイドブック	13	需用費	多胎児ガイドブック	64
			委託料	産前産後家事・育児支援	2,423	委託料	産前産後家事・育児支援	7,841
			負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,626	負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,655

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,344	1,210	▲ 1,134	地方税等	0	0	0
	物件費	0	2,436	2,436	国庫支出金	0	4,131	4,131
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	4,131	4,131
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	915	1,626	711	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	8,262	8,262
	賞与・退職給与引当金繰入額	446	120	▲ 326	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,705	2,870	6,575
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	3,705	5,392	1,687	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,705	2,870	6,575
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,705	2,870	6,575

備考 令和4年度から産前産後支援ヘルパー派遣事業が開始したことにより物件費が増加した。補助費等はタクシー利用料金や一時保育等の在宅育児支援事業利用料補助であり、タクシー利用料金助成の対象者の拡大や補助上限額の増額に伴い、補助実績が増加した。

問題点・課題 ・従来の事業内容が一新されたことから、現対象者への事業理解の促進が求められる。
 ・本事業は複数事業で構成され、それぞれ対象者の要件や利用方法が異なることから、サービスの利便性を高めるための工夫が課題である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業拡充の広報を強化し、対象者には、事業内容だけでなく、子育て支援の最新情報をわかりやすく冊子にして届ける。	多胎児向けの子育て支援情報が掲載されているガイドブックを対象者に郵送した。	年度ごとにガイドブックを更新し、最新の支援情報が漏れなく対象者に周知できるよう努める。
②	即応的なサービス提供のために、委託事業者と連携してサービスにおける不便な点等を確認し、適宜改善を図る。	委託事業者と頻繁に連絡を取り合い情報を共有しながら実施した。	事業者と情報共有しながら、サービス向上に向けて利用者のニーズに応えられるよう調整する。
③			

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	
	・タクシー等利用の移動経費補助は千代田、太田を除く20区。 ・家事・育児支援事業は22区。うち3区（墨田、江東、世田谷）が多胎児養育家庭のみを対象	

議会議決要旨	状況
令和4年度決特 令和3年度11月会議 令和2年度9月会議	多胎児世帯の「タクシー利用料金助成」の産前利用について 多胎児世帯の移動手段の拡充について 多胎児支援の「タクシー利用料金助成」における申請の簡略化について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	地域子育て見守り事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	石井	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-92	地域子育て見守り事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 19（2007）年度	根拠	荒川区地域子育て見守り事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 4（2022）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	民生・児童委員及び主任児童委員が、在宅で乳幼児を養育している家庭を訪問し、子育て応援券（キッズクーポン）を配付することにより、在宅育児家庭状況を把握するとともに、在宅育児家庭が孤立しないように見守り、安心して子育てできることを目的とする。							
対象者等	満2歳以上3歳未満の在宅育児家庭（年齢は当該年度の4月1日現） ※配付時まで区内に住所を有する者							
内容	<p>民生・児童委員及び主任児童委員（以下、民生委員等とする）が、担当区域内的の対象家庭を訪問、キッズクーポン配付とともに、在宅育児家庭の実情把握に努め、子育て関連情報の提供や相談・助言を行う。</p> <p>・配付方法</p> <p>①事前に対象世帯（2歳児）に「民生委員等訪問のおしらせ」を封書にて送付し事業を周知する。</p> <p>②民生委員等が対象世帯を戸別訪問。 キッズクーポン（あらかわ遊園のりもの券）</p> <p>・周知方法：区報・ホームページ掲載</p>							
経過	平成19年度	荒川区地域子育て見守り事業を実施(子育て需要調査を本事業で実施)						
	平成25年度	あらかわ遊園のりもの券（2歳児）の配付方法を戸別訪問から郵送に変更						
	平成28年度	あらかわ遊園のりもの券（2歳児）の配付方法を郵送から戸別訪問に変更						
	平成30年度	絵本交換券（1歳児以下）の配付方法を戸別訪問から郵送に変更						
	令和 2年度	あらかわ遊園がリニューアル工事により休園のため、2歳児のクーポン内容を暫定的に見直し、こども商品券にした						
	令和 3年度	新型コロナウイルス感染症予防のため、2歳児の戸別訪問を中止しクーポンを郵送した						
	令和 4年度	コロナ禍における見守りの在り方について見直しを行い、2歳児の戸別訪問を中止し（クーポンを郵送）、1歳児のクーポン郵送については休止とした						
	令和 4年度	コロナ禍により戸別訪問を中止しクーポンを郵送 令和4年度をもって完了						
必要性	児童虐待の早期発見、防止及び地域の中で孤立しがちな在宅育児家庭の支援策として実施してきたが、コロナ禍により、訪問の継続が困難であることや子ども家庭総合センター（児童相談所）が開設されたこと等を踏まえ、在宅育児家庭支援策として見直した結果、事業完了とした。							
実施方法	（一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 各地域の民生・児童委員及び主任児童委員による戸別訪問配付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	絵本交換券（1歳以下）配付率（%）	72.28	0	0			対象児童数に対する配付率
	②	商品券・のりもの券（2歳児）配付率（%）	83.77	95.67	97.20			対象児童数に対する配付率
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
休止・完了		休止・完了 令和4年度をもって完了						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,441	6,378	6,056	5,751	1,503	1,557	0
決算額 (5年度は見込み)		5,336	4,962	4,522	4,818	952	934	0
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
絵本交換券対象児童数		2,113	1,999	1,863	1,854	0	0	
絵本交換券配付児童数		2,091	1,967	1,811	1,340	0	0	
のりもの券対象児童数		712	674	606	647	416	393	
のりもの券配付児童数		646	629	547	542	398	382	
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	子ども商品券・消耗品等	799	需用費	消耗品	26			
役務費	郵便料等	153	役務費	郵送料等	144			
			使用料及び賃借料	あらかわ遊園のりもの券	764			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	781	1,210	429	地方税等	0	0	0
	物件費	952	934	▲ 18	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	83	117	34
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	83	117	34
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	120	▲ 29	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,799	▲ 2,147	▲ 348
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,882	2,264	382	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,799	▲ 2,147	▲ 348
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,799	▲ 2,147	▲ 348

備考

行政費用の大半は、キッズクーポン購入に係る使用料等の物件費が占めている。

問題点・課題

・新型コロナウイルス感染症の影響により、対象家庭への訪問が困難となり、郵送（簡易書留）によるキッズクーポンの配付に切り替えたが、郵送戻りとなり、区で一定期間保管した後も最終的に受け取りが無かった件数が一定数あった。

・子ども家庭総合センター（児童相談所）の開設により、在宅育児家庭支援策として見直した結果、事業完了とした。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	キッズクーポンの内容も検討しながら、引き続き、効果的な実施方法について民生委員と協議していく。	キッズクーポンの内容を子ども商品券からあらかわ遊園のりもの券に変更し、区内施設を活用した子育て支援につなげた。	完了
②			
③			
他区の実況	(実施) 0 区	未実施) 22 区	不明) 0 区)
議会(要旨)質問状	平成28年度決特 キッズクーポンの書店を応援店に。 平成27年度9月会議 一時預かり事業のクーポン券を配付すべき。		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	地域子育て支援事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	石井・吉田	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-04	地域子育て支援事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19（ 2007 ）年度	根拠	荒川区親子ふれあい入浴事業補助要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 令和（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	子育て家庭への応援の気持ちを表すとともに、あらかわ遊園の利用を喚起するため、子どもの成長の節目に合わせたフリーパスの贈呈や家庭内では経験できない親子のふれあいの場として銭湯入浴の場を提供するなど、家族のコミュニケーションの円滑化と地域での子育て支援に資することを目的とする。							
対象者等	荒川区内の小学生以下の児童と保護者、20歳を迎えた成人。							
内容	<p>①親子ふれあい入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時期 年6回（6月～11月）実施。開催日は原則として開催月の第三土曜日 ・対象浴場 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部に加盟する浴場 ・補助交付団体 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部 （1）事務処理に要する補助 1浴場につき1回の実施に当たり5千円（22年度～）とする。 （2）浴料の割引を行った場合の当該割引相当額 （3）補助事業の宣伝広告等を行った場合は、当該宣伝広告等に要した経費（限度額10万円） <p>②あらかわ遊園フリーパスの贈呈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時期 区内在住の3歳児（健診案内送付時同封）に未就学児フリーパス、小学1年生（医療証送付時に同封）に小学生フリーパス、20歳（成人式）に大人フリーパスを贈呈する。 							
経過	<p>平成19年 荒川区親子ふれあい入浴事業補助を開始</p> <p>平成21年 区民が家族のコミュニケーションを密にし、親子のきずなを深める契機とするため、毎月第三土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定</p> <p>令和5年 地域子育て支援事業として開始。子育て家庭への支援、応援の気持ちを表すため、あらかわ遊園のフリーパス引換券を子どもの成長の節目に贈呈。</p>							
必要性	地域での子育て支援を応援するため、地域資源である公衆浴場やあらかわ遊園の振興に寄与している。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>①ふれあい入浴 交付申請→交付決定→入浴料補助</p> <p>②フリーパス 3歳児は健診時、小学1年生はこども医療証へ切替送付時、20歳は成人式にて贈呈</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	参加親子（延べ人数）	829	2,061	4,287	11,004	13,000	令和2,3年度は、新型コロナウイルスの影響による実施回数の減
	②	フリーパス利用率（%）	—	—	—	30	50	利用枚数/配付数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続	地域の社会資源を活用した子育て支援策として、継続的に実施していく。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	5,005	4,915	4,732	4,457	4,164	4,039	7,721
決算額 (5年度は見込み)	4,112	4,076	4,056	503	1,101	2,028	7,721
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
入浴実施回数	122	126	130	38	76	103	114
フリーパス配付数							4,200

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	事務用消耗品	6	需用費	事務用消耗品	11	需用費	事務用消耗品	62
負担金補助等	浴場組合補助	1,095	負担金補助等	浴場組合補助	2,017	使用料及び賃借料	フリーパス使用料	3,720
						負担金補助等	浴場組合補助	3,939

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	781	807	26	地方税等	0	0	0	
	物件費	6	11	5	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,095	2,017	922	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	80	▲ 69	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,031	▲ 2,915	▲ 884	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	2,031	2,915	884	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,031	▲ 2,915	▲ 884	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 2,031	▲ 2,915	▲ 884		

備考

行政費用の補助費等は、浴場組合に対する補助である。前年度と比較した補助費等の増加は、コロナの影響により中止していたふれあい入浴事業の実施回数の増に伴うものである。

問題点・課題

・浴場組合と意見交換や情報共有を行い、より広く事業を周知していく必要がある。
 ・フリーパスの贈呈については、配付漏れなどが生じない様に各事業の担当部署と連携を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	浴場組合と意見交換を行うと共に、感染予防対策を徹底しながら事業を実施する。	浴場組合と連携しながらコロナ禍においても感染予防対策を徹底し、利用者にもマナーの徹底を周知しながらトラブルなく実施が出来た。	引き続き、浴場組合と意見交換を行い、連携を強化しながら事業を実施する。
②	-	-	フリーパス贈呈における配付漏れなどが生じないように各事業の担当部署と連携を図る。
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区)
親子ふれあい入浴の実施：江東、足立、葛飾、渋谷、目黒 子ども割引 (無料) の日を実施：文京、江戸川、大田	

議会議事録 (要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-14		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	大山	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-05	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業実施要綱・荒川区実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保育所・認証保育所等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「あらかわベビーステーション」という。）の設置を促進するとともに、あらかわベビーステーションを広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。							
対象者等	乳幼児を養育する家庭							
内容	<p>区内の保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館など子育て関係施設のほか、主要な公共施設に、気軽に利用できる授乳・オムツ交換スペースを設置し、こうした設備が備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定し、利用を呼びかける。</p> <p>また、民間施設や商業施設にも、設置費用の一部を補助することにより、こうした設備の設置を勧奨し、「民間版あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として顕彰するとともに、広く周知し、乳幼児を抱えた保護者の外出を容易にすることを側面から支援する。住環境条例の改正により子育て支援施設の設置のための協議が行われることとなった。</p> <p>なお、認定施設は、東京都の同様の事業「赤ちゃん・ふらっと」に登録を行い、併せてPRする。</p>							
経過	<p>平成21年1月 あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業開始 東京都において乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱制定</p> <p>令和5年6月末 65カ所認定</p> <p>①区役所 ②ゆいの森あらかわ ③ふれあい館15館 ④区立図書館4館、図書サービスステーション ⑤区立保育園全園（汐入こども園含む）、小台橋、ドン・ポスト、おひさま、南千住七丁目、上智厚生館、にじの森、町屋、南千住）⑥私立幼稚園等（黒川幼稚舎、ワタナベ学園） ⑦子育て交流サロン（きらきら、みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館） ⑧その他（あらかわ遊園、町屋文化センター、アクト21、エコセンター、総合スポーツセンター、荒川さつき会館、アトリエ・コッポラ、PaluPalu、はるな倶楽部、サンパール荒川、ふらっとにつぼり、ティムールフェルメール、八百バレエ教室、城北信用金庫、株式会社ドットエッジ等）</p>							
必要性	乳幼児のいる家庭が安心して外出を楽しめる環境を整備することは、子育ての孤立・負担感を解消するとともに楽しく子育てできるまちづくりのため、必要である。							
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>公共施設：設置認定 表示板の設置、施設改修、備品購入 民間施設：設置認定 表示板の設置、施設改修費・備品購入費補助</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	ベビーステーション設置数	65	65	66	66	68	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を創出する事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		950	867	950	750	468	374	422
決算額 (5年度は見込み)		113	4	2	239	5	7	422
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	ベビーステーション設置箇所	62	62	62	65	65	66	66
	「赤ちゃんふらっと」(都)	61	61	61	62	62	63	64
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	事業用消耗品費	5	需用費	事業用消耗品費	7	需要費	事業用消耗品等	122
備品購入費	ベビーシート等設置	0	備品購入費	ベビーシート等設置	0	補助金	設置補助	300
補助金	設置補助	0	補助金	設置補助	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	781	807	26	地方税等	0	0	0
	物件費	5	7	2	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	315	240	▲ 75
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	315	240	▲ 75
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	80	▲ 69	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 620	▲ 654	▲ 34
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	935	894	▲ 41	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 620	▲ 654	▲ 34
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 620	▲ 654	▲ 34

備考

行政費用の物件費は、本庁舎を含む公立施設のベビーステーション用消耗品・備品購入費である。

問題点・課題

- ・乳幼児がいる家庭が気軽に利用できるよう、区内全域にわたって設置することが課題である。
- ・「ベビーステーション」をより一層広く周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	更にベビーステーションが増えるよう、各施設に設置の検討を依頼していく。	設置施設募集のチラシの配布を行い、新規に2施設設置した。	ホームページやチラシ等にて設置施設の募集を行い、公共施設の他、民間施設にもベビーステーションの設置を促していく。
②	常時、最新の設置情報を発信する。	ホームページ及び子育てアプリで設置情報の発信及び更新を行っている。	子育てアプリにより、見やすく分かりやすい情報を発信するよう努める。
③			

他区の実況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)
実施8区 (墨田区、江東区、中野区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区)	その他：都内1,592施設(令和5年3月現在)が東京都「赤ちゃんふらっと」として届出あり
議会(要旨)状況	令和元年度予特 ベビーステーションでもオムツ専用のゴミ箱を置くべき

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	新生児・3歳児絵本贈呈事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	大山	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-93	新生児・3歳児絵本贈呈事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21（2009）年度	根拠					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 4（2022）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	「読書を愛するまち・あらかわ」宣言に基づき、絵本を通して親子の絆とコミュニケーションを深め、豊かな人間性を育むため、新生児の保護者と3歳児に絵本を贈呈する。						
対象者等	出生児及び3歳児の保護者						
内容	<p>①新生児への絵本贈呈 出生児の保護者に対し、子どもの誕生を心からお祝いする意味も込めて「みんな絵本から～I love reading books with you, Mammy.」を、また、23年度からは、その後生まれた場合の重複をさけるため、「ちょっとだけ」（福音館書店）を贈る。28年度からは、3人目の出生児に、更に重複をさけるため「人月石」（福音館書店）を贈る。なお、この選定は、柳田邦男氏の推薦によるものである。（「あらかわ読書フェスティバル」において柳田邦男絵本大賞を区が創設している）</p> <p>②3歳児への絵本贈呈 親子の絆とコミュニケーションを深めるため、絵本を贈呈する。絵本は柳田邦男氏等が選定した5冊中1冊を選んでもらうものとし、3歳児健診時に贈呈（絵本の読み聞かせは26年度に終了）。 絵本内容：はっぴいさん、スイミー、月夜のみみずく、なつのおさ、よるのようちえん 荒川区読書活動推進計画（第四次）における「家読の推進」としても大きく寄与している。</p>						
経過	平成21年度 事業開始 令和5年度 ゆいの森課で開始される新たな絵本贈呈事業により、家庭での読み聞かせなど継続的な読書活動へとつなげるため、本事業はゆいの森課へ引き継ぎ、事業完了とする。						
必要性	絵本の持つ力や読み聞かせの楽しみなど、親子の会話や、読書の大切さを伝えるために必要な事業であったが、ゆいの森課へ引き継いだため、事業完了とする。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 新生児については、乳幼児医療証等申請時、3歳児については、3歳児健診にあわせ配布。 ※3歳児健診時は子育て支援課職員が対応している						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 配布率（%）	63.8	100	100	—	—	配付率＝配付数/0歳3歳児人口
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
休止・完了	休止・完了	絵本の贈呈については、令和5年度より、ゆいの森課・地域図書館課でブックスタート事業として実施					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,559	4,549	4,467	4,384	4,154	4,008	0
決算額（5年度は見込み）		4,558	4,548	4,464	4,376	4,153	2,696	0
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
配付数（出生児保護者）		1,840	1,681	1,790	1,666	1,664	1,709	-
配付数（3歳児保護者）		1,692	1,791	1,682	519	2,613	1,505	-
新生児・3歳児合計配付数		3,532	3,472	3,472	2,185	4,277	3,214	-
対象人口（4月1日時点）		3,620	3,529	3,434	3,427	3,242	3,214	-
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	絵本購入費	4,153	需用費	絵本購入費	2,696			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	781	807	26	地方税等	0	0	0
	物件費	4,153	2,696	▲ 1,457	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	1,832	1,832
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	1,832	1,832
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	80	▲ 69	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,083	▲ 1,751	3,332
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,083	3,583	▲ 1,500	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,083	▲ 1,751	3,332
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,083	▲ 1,751	3,332

備考 行政費用の大半は絵本購入費の物件費が占めている。物件費の減は、絵本購入冊数の実績減によるものである。

問題点・課題 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、3歳児健診時に対面での配付ができないため、配付漏れ等の注意をするとともに感染予防の配慮をする必要がある。
ゆいの森課へ引き継いだため事業完了。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事前に希望の本を選んでもらい、スムーズに配付できるよう対応していく。また、感染予防に配慮しながら配付を行う。	予め送付する絵本引換券に絵本の紹介、詳細等を記載して、事前に絵本を選びやすいよう工夫した。	完了
②			
③			
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)		
況(要旨)	北区（子育て応援団事業で3歳児に絵本無料配付）、新宿区（絵本でふれあう子育て支援事業で3歳児に絵本無料配付）別途ブックスタート事業で板橋区・文京区・品川区・杉並区・墨田区・葛飾区・練馬区・港区が絵本無料配付		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	産後ケア事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	大山	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-06	産後ケア事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 29（2017）年度	根拠	荒川区産後ケア事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、支援を必要とする妊産婦及乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他の健康の維持及び増進に必要な支援を行うことにより、母子に対する支援体制を確立し、子育て支援の充実に資することを目的とする。							
対象者等	産後1年未満で区内に住所を有し、産後において家族から十分な家事、育児等の援助が受けられず、産後の体調や育児に不安がある者。							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容(上限) 宿泊型(1泊2日～3泊4日)、日帰り型(4日)、訪問型(6回) ・ケア内容 ①産後における母体管理及び生活面の指導 ②乳房管理、乳房ケア ③授乳・沐浴指導④乳児の発達・発育相談 ⑤保健指導 ⑥食事の提供※訪問型は主に乳房ケアと相談を実施 ・区負担額 宿泊型：1日25,000円、日帰り型：1日16,000円、訪問型：1回4,000円 ・利用方法 利用者が事前に区へ申請を行い、承認を受けた後、実施施設に直接予約し利用。 ・実施施設 宿泊型:5施設、日帰り型:3施設、訪問型:5施設 							
経過	<p>平成29年度 荒川区産後ケア事業を開始（宿泊型、初産婦のみ対象）</p> <p>平成30年度 対象者を拡大し、経産婦も利用可能とした。宿泊型に加え、日帰り型を開始。</p> <p>令和元年度 訪問型（助産師が利用者自宅を訪問し、主に乳房ケアと相談を実施）を開始。宿泊型実施施設追加（令和元年6月～）、訪問型実施施設追加（令和元年10月～）</p> <p>令和2年度 新型コロナウイルスの影響で医療機関により受入れの制限は有るが、事業は継続。受入対象も、産後4か月未満から申請により1～2か月延長可能とした。</p> <p>令和3年度 母子保健法の一部改正に伴い、対象期間を産後4か月から産後1年未満に延長し、訪問型の利用上限を3回から6回に拡大した。宿泊型実施施設追加（令和3年7月～）</p> <p>令和4年度 訪問型実施施設を2箇所追加（令和4年4月～）</p> <p>令和5年度 区負担額の見直し（負担割合（区：利用者＝2：8）による算出から区負担額を定額に変更）宿泊型実施施設1箇所閉院（令和5年5月～）</p>							
必要性	心身の負担の大きい産後間もない母子の支援策として、必要な事業である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 必要な施設基準と出産及び産後のケアに関する技量を有し、人員体制を備えた病院・助産院等に委託して実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	宿泊型延べ利用日数	324	291	451	470	500	
	②	日帰り型延べ利用日数	35	28	68	70	80	
③	訪問型延べ利用回数	416	761	1,291	1,400	1,800		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	家庭内で孤立しがちな産後間もない母子の支援策として、重要な法定事業であるため、重点的に推進していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		12,870	10,240	10,819	10,935	12,508	18,052	17,181
決算額（5年度は見込み）		1,791	5,040	8,331	9,928	10,369	17,027	17,181
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
利用可能施設数		2	4	7	7	8	10	9
延べ利用日数（宿泊型）		78	187	264	324	291	451	470
延べ利用日数（日帰り型）		-	46	83	35	28	68	70
延べ利用日数（訪問型）		-	-	204	416	761	1,291	1,400
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	その他の委託料	10,369	委託料	その他の委託料	17,027	需用費	消耗品費	13
						委託料	その他の委託料	17,168

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,516	2,420	▲ 1,096	地方税等	0	0	0
	物件費	10,369	17,027	6,658	国庫支出金	6,254	9,014	2,760
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,254	9,014	2,760
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,508	18,028	5,520
	賞与・退職給与引当金繰入額	668	241	▲ 427	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,045	▲ 1,660	385
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,553	19,688	5,135	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,045	▲ 1,660	385
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,045	▲ 1,660	385

備考

行政費用の約9割を業務委託料に当たる物件費が占めており、利用実績増により増加している。また、本事業は国や都の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金及び都支出金の行政収入がある。

問題点・課題

・利用者の増加に伴い、実施施設のケアの見直しや、実施施設と保健所等の関係機関との連携強化が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実施施設のケア内容を確認するとともに、保健所等との連携強化を推進する。	実施施設のケア内容を確認し安全管理の徹底を促した。又、子育て世代包括支援センター連絡会を通して保健所と情報共有を行った。	実施施設のケアの内容を利用者にわかりやすく周知すると共に、引き続き保健所との連携を更に強化する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
況(要旨)	平成31年度予特 産後ケア事業の周知を図るべき

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-17	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	吉田	内線	3861		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-06-01	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）					
事務事業の種類	○新規事業（○5年度 ○4年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	平成 6（1994）年度	根拠	荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱・東京都子育てひろば事業実施要綱				
終期設定	○有 ●無（ ）年度	法令等					
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。						
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進②子育て等に関する相談、援助の実施③地域の子育て関連情報の提供④子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上実施 ・子育て支援課所管のサロン（一般型）①直営：きらきら（旧子ども家庭支援センター）②補助：ドン・ボスコ、小台橋、みんなの実家 @まちや、ami-ami、ilonaおやこの縁側、子ども村ふぁみ～る、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館、おぐぎんざおもちゃ図書館（出張：アクロス、尾久のはらっぱらっぱ、さくら通り、ilonaトコトコ） ・他課所管のサロン ゆいの森課（一般型）：ゆいの森あらかわ、学務課（連携型）：汐入こども園 保育課（連携型）：日暮里・熊野前・南千住駅前・南千住七丁目・にじの森 その他、都単独型として、児童青少年課（ひろば館）、区民施設課（ふれあい館）に計17か所 						
経過	平成6年 地域子育て交流サロン 事業開始 平成28年 「子育て交流サロン配置の基本的方針」策定（文教・子育て支援委員会報告） 出張サロンの開設						
必要性	子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図る在宅育児支援として大きな役割を果たしており、必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員） 直営サロンの運営及びサロン運営団体への補助						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 地域子育て交流サロン全来所者数	46,052	49,692	60,443	70,000	100,000	ゆいの森を除く親子利用者
	② 地域子育て交流サロン設置数（カ所）	16	18	18	18	19	
③ 地域子育て交流サロン（出張型）開設数（カ所）	3	3	4	4	4	開設地域（荒川、町屋、西尾久）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	子育ての楽しさを共有すると共に、在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	63,554	64,198	76,813	77,814	105,100	110,251	105,961
決算額 (5年度は見込み)	63,550	64,186	72,707	73,982	101,833	108,881	105,961
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
利用者数 (きらきら・ゆいの森除く)	77,105	79,078	70,206	38,087	42,169	53,460	62,000
利用者数 (きらきらサロン分)	11,506	13,264	10,250	7,965	7,523	6,983	8,000
サロン設置数	15	15	16	16	18	18	18
出張サロン数	3	3	3	3	3	4	4

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	一時預かり事業嘱託医	60	報酬	会計年度任用職員報酬	2,256	報酬	会計年度任用職員報酬	2,362
報償費	育児講座講師謝礼	301	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	439	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	447
需用費	サロン用絵本購入等	328	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	353	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	358
委託料	サロン事業委託料	17,146	報償費	育児講座講師謝礼	381	報償費	育児講座講師謝礼	433
備品購入費	サロン用備品購入	161	旅費	研修出張等旅費	0	旅費	研修出張等旅費	1
負担金補助等	サロン運営費補助	83,836	需用費	サロン用絵本購入等	330	需用費	サロン用絵本購入等	336
			負担金補助等	サロン運営費補助	105,049	負担金補助等	サロン運営費補助	102,024

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	7,340	14,212	6,872	地方税等	0	0
	物件費	17,636	403	▲ 17,233	国庫支出金	41,765	39,988
	維持補修費	0	0	0	都支出金	41,874	40,103
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	84,137	105,430	21,293	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	80	95
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	83,719	80,186
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,384	1,117	▲ 267	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,778	▲ 40,976
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	110,497	121,162	10,665	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,778	▲ 40,976
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 26,778	▲ 40,976

備考 行政費用について、4年度より子育てサロン運営団体への業務委託から補助金交付へと変更したことに伴い、物件費の減及び補助費等の増となった。行政収入その他は、一時預かりの利用料収入である。

問題点・課題
 ・在宅で育児をしている保護者の孤立化防止や育児不安を解消するために、子育て交流サロン職員の相談対応力の向上を図るとともに、保健所や子ども家庭総合センターとの連携を強化していく必要がある。
 ・新型コロナウイルスの感染状況にも注意しながら、子育て交流サロンを運営する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サロン間や関係機関との連携を強化し、在宅育児支援の充実に取り組んでいく。	サロン連絡会を対面で開催し、サロン事業者間での活発な情報交換を行い、サロン間や関係機関との連携強化を図った。	引き続き、サロン間や関係機関との連携を強化することで、在宅育児支援の充実に取り組んでいく。
②	密の回避、換気・消毒等の感染症対策を徹底することで、事業を継続して実施できるよう努める。	密を回避するため、定員制やクール制を継続するとともに、換気・消毒等感染症対策を徹底してサロンを実施した。	引き続き、感染症対策を継続すると共に、ウィズコロナの中で利用者のニーズに合わせたサロン運営を努める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨
 令和元年度2月会議 民間の活用も含めた増設と、アウトリーチ型の相談体制の強化の早期実現

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-18		戦略プラン		<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	阿部	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-07-01		子育てボランティア団体育成支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	金交付要綱	
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ		子育て教育都市				
	政策	03		子育てしやすいまちの形成				
	施策	01		多様な子育て支援の展開				
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援する仕組みを作る。							
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を養育する子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）							
内容	補助事業 ・対象となる事業・活動 ①子育て支援事業：就学前の児童を養育する子育て家庭に対して行う交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会等の実施 ②子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動 ・補助対象経費：事業・活動実施に必要な消耗品、玩具購入経費や会場費、専門的な相談や講座を実施する際の講師謝礼、保険料等 ・補助限度額：運営費 25万円/年 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ） ・補助団体：汐たま（南千住8丁目）							
経過	平成18年 3月 尾久主任児童委員による双子の会月1回開催 平成21年 4月 「ツインズIN荒川」多胎育児家庭のひろばを年4回開催 平成21年10月 「双子の会IN汐入」多胎育児家庭のひろばを年4回開催 平成22年 2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月1回開催（22年9月から月2回） 平成22年 4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定 令和 4年 3月 運営団体の規模縮小により、サニーサイドの補助事業を終了							
必要性	子育て家庭を地域で支え、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育て支援ボランティア団体の支援は重要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） ボランティア団体への補助事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	助成団体数	2	2	1	1	2	令和4年度から補助団体が1団体に減少
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		子育てに関するボランティア団体の支援は必要な事業であることから、継続的に実施していく。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		500	500	500	500	500	500	250
決算額 (5年度は見込み)		406	396	386	378	403	250	250
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補助団体数	2	2	2	2	2	1	1
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	ボランティア団体補助	403	負担金補助等	ボランティア団体補助	250	負担金補助等	ボランティア団体補助	250

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	391	403	12	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	216	125	▲ 91
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	403	250	▲ 153	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	216	125	▲ 91
	賞与・退職給与引当金繰入額	74	40	▲ 34	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 652	▲ 568	84
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	868	693	▲ 175	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 652	▲ 568	84
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 652	▲ 568	84

備考

行政費用の補助費等は、子育て支援ボランティア団体への補助である。令和4年度より補助団体が2→1団体となったため、補助費等が減額した。補助費については、都費補助による歳入がある。

問題点・課題

・団体と意見交換をしつつ、ボランティア活動の促進を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ボランティア団体からの提案・意見をくみ取り、今後も事業の充実を図る。	申請手続き等の記載に誤りがないよう、丁寧な説明を行った。	団体との意見交換や補助金事務の丁寧な説明を行うことで、ボランティア活動を支援する。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-19		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	学習支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	吉田	内線	3861		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-08-01	学習支援事業						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 24（2012）年度	根拠	荒川区学習支援事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	荒川区学習支援事業実施要領					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。							
対象者等	小学校5年生から中学校3年生まで							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎週 月、水、金曜 ・実施時間 小学生16:30~18:00、中学生18:15~19:45 ・実施場所 生涯学習センター（教育センター研修室） ・利用負担 負担なし ・実施体制 コーディネーター3名、指導員10名程度を配置。コーディネーターは、指導員の出勤日の調整、教材等の準備、全体の統括を行う。指導員（学生ボランティア等）は、児童からの相談を受けたり、学習指導を行う。 							
経過	平成24年6月 事業開始							
必要性	家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っている子ども等をサポートするために必要性である。							
実施方法	<input checked="" type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> 委託（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） コーディネーター及び指導員を配置							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	1日1館平均利用児童・生徒数(人)	9	10	10	11	20	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	個別に学習相談や指導を行うことで、子どもの自立を促している。子どもの貧困対策のために必要な事業であり、推進していく。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,190	4,090	4,197	4,197	4,197	3,903	3,903
決算額（5年度は見込み）		3,723	3,576	3,274	2,591	2,471	3,460	3,903
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	1日あたり平均利用児童・生徒数（人）	12.1	10.3	10.5	9.1	9.9	10.2	11.0
	登録児童数（小学生）	22	16	25	20	14	18	20
	登録生徒数（中学生）	34	29	23	31	32	37	32

予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	学習支援ボランティア	2,382	報償費	学習支援ボランティア	3,413	報償費	学習支援ボランティア	3,808
需用費	教材費等	59	需用費	教材費等	17	需用費	教材費等	59
役務費	傷害疾病保険	30	役務費	傷害疾病保険	30	役務費	傷害疾病保険	36
使用料等	会場使用料	0						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,172	807	▲ 365	地方税等	0	0	0
	物件費	59	17	▲ 42	国庫支出金	1,374	1,278	▲ 96
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	2,412	3,443	1,031	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,374	1,278	▲ 96
	賞与・退職給与引当金繰入額	223	80	▲ 143	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,492	▲ 3,069	▲ 577
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,866	4,347	481	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,492	▲ 3,069	▲ 577
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,492	▲ 3,069	▲ 577	

備考

行政費用の約8割を学習ボランティア報償費等の補助費が占めている。

問題点・課題

- ・学力の向上及び自立支援を促すためには、指導員の確保が不可欠である。
- ・学習支援を必要とするより多くの子供たちに利用してもらうための工夫が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	幅広い世代の指導員を配置できるよう募集方法の検討を行うとともに、小中学校との連携に努める。	区報及び区ホームページに募集案内を掲載することで、幅広い年代の指導員を配置することができた。	都内の大学に募集を周知する等して、指導員の確保に努める。
②	さらなる運営体制の強化のため、子どもの居場所等の地域団体との連携を図る。	子どもの居場所等に対して本事業のチラシなどを配付することで、新たな登録児童生徒を確保する等連携を強化した。	支援を必要とする子どもと、関係部署や子どもの居場所等の地域団体とをつなげるための連携を図っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
○生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業（足立区、大田区、墨田区、練馬区、葛飾区、千代田区、中野区、杉並区、港区、文京区、台東区、江東区、北区、板橋区、渋谷区）○ひとり親世帯の子どもを対象とした学習支援事業（江戸川区、品川区、新宿区、世田谷区、中央区、豊島区）	

議会議決 令和2年度決特 「放課後の児童に対する支援」民間事業者も活用した支援の充実を図るべき

況（要旨）

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-20		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	子どもの居場所づくり事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	吉田	内線	3861		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-01	子どもの居場所づくり事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業費補助金交付要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	地域の力を生かした子どもの居場所づくりを進めていく観点から、本事業を行う団体に対して、その実施経費の一部を補助することにより、民間による子育て支援事業を促進し、もって児童福祉の向上と子育て支援の充実を図る。							
対象者等	区内在住の18歳以下で、主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子ども及びその家庭							
内容	子どもの居場所づくり事業（対象：支援を要する子ども） ・居場所事業…①～③を一体的に実施し、週1回以上行う。） ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②食事を調理し、提供する事業 ③学習指導及び相談、進学相談等に関する事業 ・学習・体験事業…①②を一体的に実施し、居場所事業以外の日に行う。 ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②学習指導及び相談、進学相談、社会参加等に関する事業 ・アウトリーチ事業…不登校やひきこもりの子どもに対して自宅等に訪問し、交流、相談、学習支援等を実施し、外出機会の増加や子どもの居場所づくり事業への参加に繋げる事業 子ども食堂事業（対象：主に支援を要する子ども及びその家庭） ・子どもやその家庭が集い交流する場及び食事を調理し提供する事業							
経過	平成27年4月 事業開始 平成28年4月 事業内容・補助基準額の充実 平成29年度 子ども食堂事業補助を創設 令和4年度 子どもの居場所づくり事業において、アウトリーチ事業を開始							
必要性	生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、不登校の子どもなど支援を必要とする子どもを対象に、食事の提供や学習支援を行う団体を支援することは、子どもが健全に成長し自立する上で必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業実施団体への補助事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	子どもの居場所づくり事業・子ども食堂事業補助団体数	14	14	13	14	20	R5年度は新型コロナウイルスの影響で1団体活動休止。
	②	子どもの居場所づくり事業参加（登録）人数	124	135	140	148	180	年度末時点の登録実人数
③	子どもの居場所づくりの満足度（%）	—	—	—	60	70	居場所に参加して良かったと感じる子どもの割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子どものための居場所づくりは重要な事業であることから、重点的に推進していく。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	17,750	13,350	17,817	17,317	16,615	20,879	22,212
決算額 (5年度は見込み)	7,671	10,719	11,388	9,896	10,514	14,070	22,212
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
子どもの居場所づくり事業補助団体数	5	7	7	7	7	7	7
子どもの居場所づくり事業延利用人数	4,225	5,168	5,794	4,691	5,095	6,303	9,133
子ども食堂事業補助団体数	-	4	6	7	7	6	7
子ども食堂事業延利用人数	-	2,429	2,313	715	1,331	1,529	3,060

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
負担金補助等	事業補助金	10,514	報酬	会計年度任用職員報酬	1,562	報酬	会計年度任用職員報酬
			職員手当等	会計年度任用職員期末手当	313	職員手当等	会計年度任用職員期末手当
			旅費	費用弁償	0	旅費	費用弁償
			負担金補助等	事業補助金	12,195	負担金補助等	事業補助金
							20,249

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,907	5,505	1,598	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,221	6,546	2,325	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	10,514	12,195	1,681	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	2,050	50	▲ 2,000	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	6,271	6,596	325	
	賞与・退職給与引当金繰入額	743	361	▲ 382	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 8,893	▲ 11,465	▲ 2,572	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	15,164	18,061	2,897	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 8,893	▲ 11,465	▲ 2,572	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 8,893	▲ 11,465	▲ 2,572		

備考 行政費用のうち約7割を実施団体への補助金にあたる補助費等が占めている。補助費等の増は、新型コロナウイルス感染症対策における制限緩和による実施増によるものである。

問題点・課題
 ・支援が必要な子どもが事業にスムーズに参加できるようにするため、子ども家庭総合センター等の関係機関との連携が必要である。
 ・ボランティア団体が実施する活動への補助であるので、各団体に継続実施してもらうためのサポートが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援を要する子どもの参加及びその後の情報共有を円滑にするため、各所管や各団体との連携体制づくりの強化に努める。	子ども家庭総合センター等の関係機関と団体との情報交換の場を提供することで、連携体制を強化した。	各所管や各団体との連携体制づくりを強化するため、応援ネットワーク会議等を活用し、情報交換を促進していく。
②	各団体とのより良い関係づくりの構築に努め、課題の把握及びアウトリーチ事業を含めた事業の実施をサポートする。	各団体から出た課題に対し関係機関と連携して迅速に対応した。また、アウトリーチ事業の立ち上げサポートを実施した。	各団体の意見を丁寧にくみ取り、関係機関と連携して対応することで、継続的な活動実施を支援していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	社会福祉協議会が実施する補助金や基金による補助金を含む。

議会要旨	令和4年度6月会議 令和2年度2月会議 平成28年度2月会議	原油価格・物価高騰に伴う子ども食堂等への支援をすること 学習支援を行っているボランティア団体へ教員免許資格のある人材を派遣すべき また、区としてしっかり支援をしていくべき 不登校対策の一つとしてありのままに居場所作りを検討すること
------	--------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	私立幼稚園等保育料保護者補助	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	石井	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-01	保育料保護者補助						
	01-10-02	入園料保護者補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47（ 1972 ）年度	根拠	都保護者負担軽減事業費補助金交付要綱・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立の幼稚園間の保護者負担の格差是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。							
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に次の経費を納入した保護者							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額 【入園料】 70,000円（年度に1回） ※区内園の入園料：90,000円（3園）、60,000円（1園） 【保育料】 308,400円（年額・全世帯一律・施設等利用費〔国〕） 21,600円～148,400円（年額・世帯状況及び住民税額に応じて変動・保護者負担軽減補助金〔都・区〕） ※このほか、一部の対象者には園則で定めるその他納付金（冷暖房費等）に対しても補助。 ・対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園、国立大学附属幼稚園 ・支払回数 【入園料】年4回 随時 【保育料】年2回 上期分（4月～8月分までの5か月分）、下期分（9月～3月分までの7か月分） 							
経過	<p>【入園料】</p> <p>平成20年度 区立幼稚園入園料廃止に伴い、一律70,000円（限度額）とした。</p> <p>平成27年度 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度移行園（ワタナベ学園）は補助対象外とした。</p> <p>令和5年度 黒川幼稚舎が認定こども園（新制度）に移行し、補助対象外となる。</p> <p>【保育料】</p> <p>平成27年度 区独自で第3子判定の際の兄弟の範囲を小学3年生以下から18歳未満に拡大</p> <p>令和元年10月以降 施設等利用費と保護者負担軽減補助金の合算額：第1・2子の課税世帯は330,000円（上限額）、第3子及び非課税世帯は最大で年額456,800円（上限額）</p> <p>補助要件としていた住民税及び国民健康保険料の滞納の有無については無償化に伴い撤廃</p> <p>※令和5年度から保育料と入園料のシートを統合</p>							
必要性	私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の経済的負担を軽減する補助事業は必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払代理受領園については4月及び9月に概算払い、8月及び翌年3月に精算							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	入園料補助率（人数ベース）[%]	100	100	100	100	100	補助者数／入園料補助対象者数
	②	保育料補助率（人数ベース）[%]	100	100	100	100	100	補助者数／保育料補助対象者数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		151,517	151,168	397,244	452,323	414,462	420,787	321,591
決算額(5年度は見込み)		151,506	146,246	376,314	413,584	398,589	374,218	321,591
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	入園料補助園児数※()内は区外通園児	577(222)	487(234)	524(242)	456(194)	408(167)	356(147)	258(105)
	保育料補助児童数(延人数)	18,301	17,513	17,458	16,116	15,020	13,100	10,920
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	16	需用費	消耗品費	19	需用費	消耗品費	19
負担金補助等	施設等利用費補助・保護者負担軽減補助	398,573	負担金補助等	施設等利用費補助・保護者負担軽減補助	374,199	負担金補助等	施設等利用費補助・保護者負担軽減補助	321,572

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,344	4,033	1,689	地方税等	0	0	0
	物件費	16	18	2	国庫支出金	157,284	143,023	▲ 14,261
	維持補修費	0	0	0	都支出金	161,233	127,681	▲ 33,552
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	398,573	374,199	▲ 24,374	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	165	165
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	318,517	270,869	▲ 47,648
	賞与・退職給与引当金繰入額	446	401	▲ 45	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 82,862	▲ 107,782	▲ 24,920
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	401,379	378,651	▲ 22,728	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 82,862	▲ 107,782	▲ 24,920
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 82,862	▲ 107,782	▲ 24,920	

備考 行政費用の大半は、私立幼稚園等保護者への補助に当たる補助費等が占めている。前年度と比較して、補助費等の減は、補助園児数の減によるものである。

問題点・課題
 ・区の施設等利用給付認定を受けることが要件となるため、新入園児や転入者に制度を分かりやすく伝え、申請の不備及び受給漏れを園と連携し防ぐ。
 ・園児の異動情報を正確に把握するとともに、支払事務の効率化が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助対象者への適切・丁寧な案内通知や窓口説明を行い、円滑な支払事務に努める。	各園と連携を密にし、園児の入園・転出等の異動情報を的確に把握することで、補助対象者へ適切に通知し支払いができた。	各園に協力を求め、補助対象者を適切に把握し、申請が遅滞なく確実に行われるように制度の周知を含めて対応していく。
②	支払事務の効率化を一層図るため、申請から支払までの事務スキームを見直し、改善を図る。	各園の事務手続きの進捗状況を適切に管理し、申請書類作成の支援を切れ目なく実施することで、スムーズに補助金を交付できた。	各園の事務作業の負担軽減及びチェックミスを防止するため、申請書類の様式改善や事務スキームの見直しを進める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・区上乗せ分あり21区(うち、千代田・江東・目黒・板橋は所得階層及び多子区分に関わらず一律定額) ・都基準額のみ1区(中央区)

況(要旨) 議会質問状
 令和元年6月 幼児教育・保育の無償化について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-23		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	私立幼稚園等預かり保育料保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	阿部	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-03	預かり保育料保護者補助						
事務事業の種類	● 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 ● 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	子ども・子育て支援法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、園に支払った預かり保育料の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。							
対象者等	私立幼稚園等に在籍する新2・3号認定を受けている園児の保護者 ※ただし、父母それぞれが就労している等「保育の必要性」の要件を満たす必要あり							
内容	・補助内容 補助対象経費：園に支払った預かり保育料 補助上限額：年額135,600円上限（月11,300円×在籍月数） （新3号認定の場合、補助上限額：年額195,600円上限（月16,300円×在籍月数）） ※（参考）国基準における補助上限額：日額450円×預かり保育の利用日数（月11,300円上限）							
経過	令和元年10月 幼児教育・保育の無償化の一環として開始。							
必要性	就労している保護者に対する預かり保育料の補助は重要であり、無償化により認可保育園の保育料が無料となったこととの公平性の観点からも、本補助事業は必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員） ・保護者が個人申請を行い交付決定の上、支払（申請受付：10月・3月、支払：11月・5月）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	預かり保育利用率（%）	16.6	20.6	20.1	20.4	21.0	預かり保育利用者数／園児数
	②	1人あたりの平均利用日数	62	68	80	85	90	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				5,341	10,561	14,757	15,129	11,936
決算額 (5年度は見込み)				5,340	10,549	14,460	13,725	11,936
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
補助対象者数[新2号認定] (実)				213	233	275	238	257

(単位：千円)

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	その他の補助及び交付金	14,460	負担金補助等	その他の補助及び交付金	13,725	負担金補助等	その他の補助及び交付金	11,936

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,563	1,613	50	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	3,335	2,651	▲ 684
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,667	1,325	▲ 342
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	14,460	13,725	▲ 735	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	5,002	3,976	▲ 1,026
	賞与・退職給与引当金繰入額	297	160	▲ 137	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 11,318	▲ 11,522	▲ 204
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	16,320	15,498	▲ 822	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 11,318	▲ 11,522	▲ 204
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 11,318	▲ 11,522	▲ 204	

備考

行政費用の大半を保護者に対する補助金に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の減少は、預かり保育利用者数が減ったためである。

問題点・課題

・共働き世帯の増加等により保育所利用のニーズが高まる中、私立幼稚園等での預かり保育を積極的に周知し、幼稚園を希望する仕事をもつ保護者に利用いただくことで、保護者の負担軽減を図っていく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助金の周知に努めるとともに、各私立幼稚園からも、保護者への申請依頼等で説明してもらおう等協力要請する。	幼稚園ガイドや区ホームページで周知し、各園と該当保護者への申請依頼等で連携を図りスムーズな保護者対応ができた。	引き続き当補助金の周知に努め、各園にも補助内容を理解してもらい、保護者への申請依頼等で連携を強化する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	22区が国基準で実施。区独自上乗せ補助は荒川区のみ。

況(要旨)

議会質問状	
-------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-24	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	私立幼稚園等給食費保護者補助	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	石井	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-04	給食費保護者補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和元（2019）年度	根拠	東京都子供・子育て支援交付金補助要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、給食費等の一部を補助することにより、保護者の実費負担の軽減を目的とする。							
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に給食費を納入した保護者							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助上限額 7,500円/月 ※子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園等に通う「年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子ども」については、幼稚園の定める給食費から公定価格を差し引いた副食費加算の差額を幼稚園に支払う。 ・ 対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園、国立大学附属幼稚園 ・ 支払回数 年2回 上期分（4月～8月分までの5か月分）、下期分（9月～3月分までの7か月分） 							
経過	令和元年10月 補助開始 ※給食の実施状況（R5.4.1現在。区内私立幼稚園等のみ記載） 北豊島幼稚園 自園調理による給食（週5回。弁当持参の日あり） 真成幼稚園 給食（週4回：月/水/木/金） 道灌山幼稚園 牛乳のみ（週5回） 友の季ひまわり幼稚園 給食（週5回） ワタナベ学園 給食（週4回：月/火/水/金）、牛乳のみ（週1回：木） 黒川幼稚舎 給食（週5回）							
必要性	令和元年10月以降、幼児教育・保育無償化の中に位置づけられた。私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の実費負担を軽減する補助事業は必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払代理受領園については4月及び9月に概算払い、8月及び3月に精算							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	給食費補助率（人数ベース）[%]	91	99	99	99	100	補助者数/私立幼稚園等園児数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				34,835	81,450	80,231	76,427	67,608
決算額 (5年度は見込み)				34,835	65,747	72,206	66,001	67,608
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
補助対象者数 (実)				1,479	1,413	1,349	1,237	996
(内) 副食費加算対象者				6	25	29	34	48
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	その他の補助及び交付金	72,206	負担金補助等	その他の補助及び交付金	66,001	負担金補助等	その他の補助及び交付金	67,608

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,172	1,613	441	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,401	4,158	▲ 243
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,401	4,158	▲ 243
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	72,206	66,001	▲ 6,205	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	45	38	▲ 7
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	8,847	8,354	▲ 493
	賞与・退職給与引当金繰入額	223	160	▲ 63	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 64,754	▲ 59,420	5,334
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	73,601	67,774	▲ 5,827	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 64,754	▲ 59,420	5,334
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 64,754	▲ 59,420	5,334	

備考 行政費用の大半を私立幼稚園等保護者への補助に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の減については、補助対象者となる園児が減少したことによるものである。

問題点・課題
 ・補助対象者に制度を分かりやすく伝え、申請の不備及び受給漏れを防ぐ。
 ・各園と連携し園児の異動情報を正確に把握するとともに、支払事務の効率化が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助対象者への適切・丁寧な案内通知を実施し、円滑な支払事務に努める。	各園と連携を密にし、園児の退園・転出等の異動情報を的確に把握することで、補助対象者へ適切に通知し支払いができた。	各園に協力を求め、園児ごとの給食の提供状況や費用を詳細に把握し、支払事務の適正化に努める。
②	支払事務の効率化を図るため、申請から支払までの事務スキームを見直し、改善を図る。	申請書類の様式を一部変更し、園児情報のチェックを容易にすることで、確認作業の精度向上と事務の効率化が図れた。	各園の事務作業の負担軽減及びチェックミスを防止するため、申請書類の様式改善や事務スキームの見直しを進める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会質問状
 令和元年度6月会議 幼児教育の質の向上について (幼児教育・保育の無償化)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-25	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	阿部	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-96	教育振興補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58（1983）年度	根拠	荒川区幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助金交付要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 5（2023）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	荒川区内の幼稚園類似の幼児施設の設置者に対して運営費の一部を補助することにより、施設の教育環境の向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、幼児教育の振興・発展を図る。						
対象者等	区内に所在する幼稚園類似の幼児施設（令和4年度まで黒川学園黒川幼稚舎が対象）						
内容	<p>補助金額 = ①施設割額 + ②学級割額 + ③園児割額 補助単価：46,000円</p> <p>①施設割額 = (補助単価 × 4/10) × 対象施設の合計園児数 ÷ 対象施設数 ②学級割額 = (補助単価 × 3/10) × 対象施設の合計園児数 × 当該施設の学級数 ÷ 対象施設の合計学級数 ③園児割額 = (補助単価 × 3/10) × 当該施設の園児数 ※学級数、園児数は5月1日現在の数で算定</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・認可幼稚園に対しては、運営費の補助として東京都の経常費補助(学校法人立の幼稚園対象)、教育振興事業費補助(宗教法人立・個人立等の幼稚園対象)制度があるが、幼稚園類似の幼児施設等は、これらの補助制度の対象外のため、区独自で補助事業を開始した。 ・補助単価については、都基準(宗教法人立・個人立幼稚園の補助単価)を参考に区単価を定め補助。平成14年度から16年度は都基準を参考に区単価を引き上げ、18年度以降は、都の補助単価の減額に伴い引き下げている。 ・幼稚園類似施設である2園のうち、1園は平成27年度4月から保育所型認定こども園に移行した。 ・令和5年度から残り1園も保育所型認定子ども園に移行し、幼稚園類似施設が無くなった。 						
必要性	幼稚園類似の幼児施設は、認可幼稚園と同様に区内幼児教育の重要な役割を担っているが、都の経常費補助の対象外となっており運営費の負担が大きい。類似施設は認可幼稚園と同様、区内幼児教育を担っているため、区として一定の補助が必要であったが、幼稚園類似施設が無くなったため完了。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員) 園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 幼稚園類似の幼児施設園児数	227	227	168	0	0	5月1日現在
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
休止・完了	休止・完了	令和5年度より認定こども園に移行し、幼稚園類似施設が無くなったため、完了とした。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		11,730	11,730	11,270	11,270	11,270	12,584	0
決算額(5年度は見込み)		11,040	10,764	10,258	10,442	10,442	7,728	0
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
類似施設在園児数(5月1日現在)		240	234	223	227	227	168	0
補助額(園児1人あたり)		46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	0
認定こども園在園児数(5月1日現在)		-	-	-	-	-	-	-
補助額(園児1人あたり)		-	-	-	-	-	-	-
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	その他の補助及び交付金	10,442	負担金補助等	その他の補助及び交付金	7,728			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	391	807	416	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	10,442	7,728	▲ 2,714	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	74	80	6	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,907	▲ 8,615	2,292
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,907	8,615	▲ 2,292	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,907	▲ 8,615	2,292
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,907	▲ 8,615	2,292	

備考

行政費用の大半を、幼稚園類似の幼児施設運営に対する補助に当たる補助費等が占めている。

問題点・課題

・幼稚園類似の幼児施設から移行後も、認定こども園として施設の教育環境の向上並びにその経営の安定性及び健全性を高めるため、支援を行ってきたが、幼稚園類似施設がなくなったため完了とする。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保育所型認定こども園への移行に向けて関係機関と調整し支援をしている。	従来の園経営に対する補助に加え、認定こども園移行についても関係所管と連携しながら支援を行った。	完了
②			
③			

他区の実況	(実施 1 区 未実施 4 区 不明 17 区)
	類似施設のある5区(江東、世田谷、中野、板橋、江戸川)のうち、補助を行っている区は世田谷のみ。
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-26		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	私立幼稚園等補助事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	石井、阿部	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-05	教育環境整備費補助						
	01-10-06	教員研修費等補助						
	01-10-07	預かり保育補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	令和	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区内私立幼稚園等が魅力ある園づくりや施設の安全性の向上を図るため教育環境整備を行った場合に、その経費の一部を補助し、幼児教育の振興と充実を図る。							
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境整備補助 施設整備費等350万円、教員研修費等20万円、図書購入費 在籍園児数×1,000円 ・預かり保育補助 預かり保育事業に係る経費 園児数や実施時間によって上限が異なる。 ・安全推進事業費補助 防犯カメラ、インターホン等の安全対策に要する経費 30万円 ・施設整備費補助 老朽化施設の改修、耐震補強工事に要する経費 工事費×1/2 ・協会補助 荒川区私立幼稚園等協会の事業費 75万円 ・防災備蓄品購入補助金 各園の4月1日時点の実施定員数×500円 ・学級補助員配置補助 学級補助員に係る人件費（原則1学級あたり1名） ・送迎バス等安全対策支援補助 送迎バス用の安全装置の設置1台100万円、見守りタグ（GPS）100万円 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業助成金 各園50万円 ・物価高騰対策補助金 各園の4月1日時点の実施定員数×3,500円（1人当たり・R4年度） ・物価高騰緊急対策補助金 各月（下半期）の月初日現在在籍児童数×1,465円（1人当たり・R4年度） 							
経過	<p>平成13年度 教育環境整備費補助、施設整備費補助を開始</p> <p>平成15年度 預かり保育補助を開始</p> <p>平成19年度 安全推進事業費補助を開始</p> <p>平成20年度 教員研修費等補助を開始</p> <p>令和 2年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業助成金により、保健衛生用品の購入経費等を補助（令和3～4年度も継続して補助）</p> <p>令和 4年度 教育環境整備費補助の対象経費に図書購入費を追加。地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策補助金・物価高騰緊急対策補助金を追加。防災備蓄品購入補助金を追加。</p> <p>令和 5年度 物価高騰緊急対策補助金を追加。学級補助員配置補助を追加。私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金によりバス安全装置等の設置を補助</p>							
必要性	幼児教育の振興と充実を図るため、引き続き補助することが必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	事業実施数	6	6	9	11	8	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	私立幼稚園の教育環境の向上のため推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	21,118	21,059	21,059	24,948	22,972	55,455	63,070	
決算額 (5年度は見込み)	21,115	21,055	21,058	24,802	21,819	48,237	63,070	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	在園児数 (5月1日現在)	933	808	1,024	981	916	799	664
	対象施設数	6	6	6	6	6	6	6
		友の季ひまわり開園						

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費 (歯科検診用器具)	26	需用費	消耗品費 (歯科検診用器具)	26	需用費	消耗品費 (歯科検診用器具)	29
委託料	その他の委託料 (滅菌消毒委託)	33	委託料	その他の委託料 (滅菌消毒委託)	33	委託料	その他の委託料 (滅菌消毒委託)	53
負担金補助等	その他の補助及び交付金	19,854	負担金補助等	その他の補助及び交付金	37,489	負担金補助等	その他の補助及び交付金	62,871
	新型コロナウイルス対策補助	1,906		新型コロナウイルス対策補助	1,808	使用料及び賃借料	AED賃借料	117
				物価高騰対策補助	3,574			
				物価高騰緊急対策補助	5,190			
			使用料及び賃借料	AED賃借料	117			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	781	4,033	3,252	地方税等	0	0	0
	物件費	59	175	116	国庫支出金	0	44	44
	維持補修費	0	0	0	都支出金	871	10,535	9,664
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	21,760	48,061	26,301	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	871	10,579	9,708
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	401	252	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 21,878	▲ 42,091	▲ 20,213
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	22,749	52,670	29,921	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 21,878	▲ 42,091	▲ 20,213
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 21,878	▲ 42,091	▲ 20,213	

備考

行政費用の大半を私立幼稚園の教育環境整備等のための補助金に当たる補助費等が占めている。前年度と比較して補助費等が増加したのは、私立幼稚園に対する補助事業を集約したためである。

問題点・課題

・当補助金の対象経費は、図書購入費補助や特別支援教育補助等、多岐に渡るため、他の補助制度と重複して交付しないよう適切な活用を図りながら、制度内容や事業方法について、わかりやすく周知、説明していく必要がある。
 ・新型コロナウイルスの感染者数や物価高騰等の経済情勢を見極めながら、私立幼稚園の安定的な運営を支援するために臨機応変に補助事業を展開していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たな図書購入費補助について、園長会を通して適切な活用を促す。	園長会等を通じて図書購入費補助について説明し、各園における読書推進活動を促した。	当事業の補助対象経費の範囲が拡大したため、制度内容や事業方法についてわかりやすく周知、説明し、適切な活用を進める。
②	私立幼稚園の運営費の一部を補助することで物価高騰による事業者の負担軽減を図り、安定的な運営を支援する。	国の補助金を活用し、光熱水費や燃油費を補助することで、物価高騰による負担軽減に努めた。	必要に応じ適宜、新事業を実施・補助内容を拡充するなど、園に対し状況に見合った適切な負担軽減を図る。
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	心身障害児関係補助：16区 (港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、葛飾) 健康管理補助：9区 (新宿、江東、品川、大田、世田谷、渋谷、杉並、北、葛飾)

議会議決要旨	令和2年度2月会議 都の特別支援教育補助は申請しづらいので、区が支援すべき。 令和2年度2月会議 私立幼稚園の定員の見直しについて 令和2年度2月会議 私立幼稚園における絵本の支援について 平成30年度2月会議 私立幼稚園図書購入助成について
--------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-33	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	私立幼稚園等教諭支援事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	石井	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-08	職員宿舍借り上げ支援補助						
	01-16-02	私立幼稚園教諭奨学金事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱等					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区内私立幼稚園等に就職した者の奨学金返済費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行うとともに、区内私立幼稚園等設置者が幼児教育に従事する職員用の宿舍を借上げる場合に、その経費の一部を補助することで、保育人材の確保、定着及び離職の防止を図り、幼児教育の振興と充実を図る。							
対象者等	【奨学金】奨学金を利用して幼稚園教諭免許を取得し、常勤の幼稚園教諭として採用され、区内に存する私立幼稚園等に就職した日から起算して5年未満でなおかつ、自ら奨学金を返済している者 【宿舍借上げ】区内私立幼稚園等の設置者							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 【奨学金返済】 奨学金を返済するために要する経費 【宿舍借上げ】 宿舍借り上げに要する経費（賃借料及び管理費等） ・補助上限額 【奨学金返済】 年額20万円（ひとり親家庭等は30万円） 【宿舍借上げ】 年額861,000円（71,750円/月） ※宿舍借上げは、補助対象経費と82,000円を比較し、いずれか少ない額に8分の7を乗じて得た額が月額補助額 ・支払回数 【奨学金返済】 年2回 上半期分（4月～9月分）、下半期分（10月～3月分） 【宿舍借上げ】 年1回 							
経過	令和2年4月 事業開始 ※令和5年度から私立幼稚園教諭奨学金事業費と職員宿舍借り上げ支援補助のシートを統合							
必要性	私立幼稚園等の人材の確保と定着及び離職防止を図るために必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 個人（奨学金の場合）または各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	補助実施人数（奨学金）	0	3	2	3	4	
	②	補助実施園数（宿舍借り上げ）	1	1	2	2	4	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続 保育園に勤務する保育士と同様、私立幼稚園等における保育を担う人材確保等のために継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	1,600	600	5,105	2,422
決算額 (5年度は見込み)				—	0	587	1,981	2,422
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補助実施人数 (奨学金)				0	3	2	3
	補助実施人数 (宿舍借り上げ)				3	3	3	2
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	その他の補助及び交付金	587	負担金補助等	その他の補助及び交付金	1,981	負担金補助等	その他の補助及び交付金	2,422

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	781	1,613	832	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	587	1,981	1,394	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	160	11	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,517	▲ 3,754	▲ 2,237
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,517	3,754	2,237	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,517	▲ 3,754	▲ 2,237
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,517	▲ 3,754	▲ 2,237

備考 行政費用の約5割を私立幼稚園教諭等への補助に当たる補助費で占めている。補助費等の増は、私立幼稚園等教諭奨学金事業と職員宿舍借り上げ支援補助事業を集約したことに伴うものである。

問題点・課題 奨学金事業は対象者に就職した日から5年未満という期間の定めを設けていることから、適切な時期に当該補助制度が活用されるよう、私立幼稚園等に協力を得ながら、より効果的な周知方法を検討・実施していく必要がある。
 宿舍借り上げ事業についても事業実施から年数が浅いため、補助実施内容の周知を徹底していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	私立幼稚園等における教育・保育の人材確保の一助となるよう、効果的な広報の在り方を検討し、事業利用を促進していく。	区HPによる周知のほか、園長会を通して、幼稚園教諭に奨学金事業の案内チラシを配付することで利用促進を図った。	私立幼稚園と連携し、教育実習生や新規採用職員に対して補助金制度を周知することで、人材確保と計画的な運用を促進していく。
②	—	—	宿舍借り上げ事業に関するFAQ（よくある質問）等を作成し、園に配付することで理解を深めてもらい利用促進を図る。
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
議会議決要旨	・幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金：足立区・葛飾区のみ ・幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金：足立区のみ

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-34	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	阿部	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-11-01	多様な事業者の参入促進・能力活用事業					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	令和 3（ 2021 ）年度	根拠法令等	子ども・子育て支援法第59条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	幼児教育・保育無償化の対象とならない満3歳以上の幼児の保護者に対し、施設等利用料（保育料）を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。						
対象者等	対象者は、幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件を満たす無認可幼児施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費は保護者が施設に支払う保育料。別途徴収される教材費や給食代等は対象外。 ・基準額は幼児1人あたり月額20,000円 ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額保育料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額保育料を基準額とする。 ・令和3年4月1日時点、区内での対象施設は1施設。（朝鮮第一幼初中級学校） 補助額は14,000円/月（見込） 						
経過	令和3年度 事業開始						
必要性	多様な事業者の参入促進及び能力活用とともに、保護者の経済的負担の軽減のために必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 国基準に基づき対象施設を決定→対象施設の保護者に対し、対象施設を通じて申請書を送付→申請受付・補助交付						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助率（人数ベース）（%）	—	100	100	100	100	申請者に対する補助実績
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額					—	5,320	4,872	4,764
決算額 (5年度は見込み)					—	3,374	3,206	4,764
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補助対象学校					1	1	1
	補助者数 (延べ数)					241	229	276
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	その他の補助及び交付金	3,374	負担金補助等	その他の補助及び交付金	3,206	負担金補助等	その他の補助及び交付金	4,764

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,563	807	▲ 756	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	1,773	1,624	▲ 149
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,773	1,624	▲ 149
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,374	3,206	▲ 168	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	3,546	3,248	▲ 298
	賞与・退職給与引当金繰入額	297	80	▲ 217	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,688	▲ 845	843
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	5,234	4,093	▲ 1,141	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,688	▲ 845	843
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,688	▲ 845	843	

備考

行政費用は、補助費等が半分以上を占める。本事業は3年度からの開始である。

問題点・課題

・対象施設やその保護者に事業の内容や申請にあたっての周知、説明等が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	周知に努め、対象となる保護者に対して申請漏れがないようにする。	対象施設を通じて該当保護者に周知し、漏れなく補助金を交付をした。	引き続き周知に努め、他の自治体にも対象施設の有無等について確認をする。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 0 区 不明 20 区)
	大田区 (朝鮮学校等)、世田谷区 (森のようちえん)
議会質問状 (要旨)	令和2年度2月会議 国の新たな補助制度 (当該事業) に区は加担してはならない 令和2年度2月会議 国の調査による9万円補助に加担してはならない

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-35		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	外国人学校保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	阿部	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-12-01	外国人学校保護者補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	令和	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。							
対象者等	生徒等と同一の世帯に属し、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（当該年度の4月1日以降、荒川区において住民基本台帳に記録された日本国籍以外の者に限る。）かつ、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない等の必要な要件を満たしている者。							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 ・周知方法 ①区報(4月号・2月号)に掲載 ②代理申請学校(区外含む)へ在校生の有無を確認 ・補助額 7,000円/月 ・対象課程 幼稚園・小学校・中学校課程 ・対象校 原則東京都の各種学校名簿登録の外国人学校（朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等）） ・支払時期 原則半期ごと（11月、4月） 							
経過	<p>区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始（開始時補助額1,000円/月、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた）</p> <p>平成8年度 幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月）</p> <p>平成10年度 補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。</p> <p>平成11年度 幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。</p> <p>平成14年度 幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3カ年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。</p> <p>平成25年度 代理申請受領制度を廃止し、保護者の個人口座に支払うこととした。</p> <p>令和 3年度 幼稚園相当課程については、国制度である多様な事業者の参入促進・能力活用事業に移行し、本事業の対象から除外。</p>							
必要性	外国人学校の授業料は、公立小中学校が無料であることに比べ高額であり、負担の軽減が求められている。また、外国人も、日本人同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、保護者にとって過度な負担とならないよう一定の配慮が必要。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 外国人学校に通う保護者からの「調書」受付 補助対象要件に当てはまる保護者（設置者）に申請書送付→申請受付・補助交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	補助率（人数ベース）[%]	91.1	95.1	93.2	93.1	93.1	補助者数/在校生数（「調書」提出者数）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		16,723	17,794	16,947	16,156	12,943	13,118	12,320
決算額（5年度は見込み）		16,205	17,143	16,233	14,980	12,558	12,565	12,320
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
補助対象学校		5	5	5	6	6	7	7
補助対象者数(延べ数)		2,315	2,449	2,319	2,140	1,794	1,795	1,760
幼稚園相当課程		389	439	348	312	0	0	0
小・中学校相当課程		1,976	2,010	1,971	1,828	1,794	1,795	1,760
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	その他の補助及び交付金	12,558	負担金補助等	その他の補助及び交付金	12,565	負担金補助等	その他の補助及び交付金	12,320

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,563	807	▲ 756	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	12,558	12,565	7	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	42	42	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	297	80	▲ 217	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,418	▲ 13,494	924
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,418	13,494	▲ 924	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,418	▲ 13,494	924
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,418	▲ 13,494	924

備考

行政費用は、外国人学校在籍生徒の保護者補助金にあたる補助費等である。

問題点・課題

- ・ 個人申請の学校に在籍する保護者に対して申請漏れがないよう、在籍校に事業の周知を促す。
- ・ 補助要件に納税状況の確認があるため、確認漏れがないよう注意が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象となる学校に周知依頼を行っていく。	対象校に保護者への周知を依頼し連携を図っている。	引き続き対象校に周知依頼を行い、申請漏れ等が無いように努める。
②	在籍確認や納税要件を確認し、適切な補助金交付を進める。	在籍や納税状況を確認し滞納者等は支払保留とする等、適切な補助金交付に努めた。	引き続き在籍確認や納税状況等の確認を徹底することで、公平な補助金交付に努める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・ 22区平均（平成29年度単価） 約7,800円（月額） 最高額（大田）月額11,000円 最低額（千代田、新宿、豊島、足立）月額6,000円
議（要旨）	令和2年度2月会議 外国人学校保護者補助金の全廃を求める。 平成29年度9月会議 外国人学校保護者補助金は早急に廃絶すべき。 平成27年度6月会議 神奈川県のように総連への補助金横流しがないか確認を。日本を貶める補助金を廃絶すべき。 平成26年度6月会議 朝鮮学校の保護者への補助金を廃止すること。

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-36		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	子育て世代包括支援センター事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	大山	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-17-01	子育て世代包括支援センター事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31（2019）年度	根拠	母子保健法第22条、児童福祉法第10条					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代の安心感の醸成を図るため、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談等に対応するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。							
対象者等	区内に住所を有する妊産婦又は児童を養育する保護者							
内容	<p>荒川区子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の各期における切れ目のない以下の支援等を提供する。また関係部署と連絡会を実施の上、連携を図る。</p> <p>①妊娠期（健康推進課・子育て支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出書提出時にすべての妊婦を対象に保健師等専門職による妊婦面談（ゆりかご面接）実施 アプリによる子育て支援情報の発信 <p>②出産・新生児期・乳幼児期（健康推進課・保育課・子育て支援課・子ども家庭総合センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業等各種事業のほか、予防接種・健康診査の実施 保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対し、各家庭の希望や状況に合う保育情報の紹介 <p>③学童期・思春期・青年期（子育て支援課・子ども家庭総合センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもと家庭に関する相談に関し、状況に応じた専門的かつ総合的な支援を実施 							
経過	平成28年5月	児童福祉法等の一部を改正する法律	成立					
		母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化される。						
	平成29年4月	改正母子保健法施行						
		区市町村の子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となる。						
	平成31年4月	荒川区子育て世代包括支援センター（直営）を設置						
	令和 4年6月	児童福祉法等の一部を改正する法律が成立（令和6年4月施行）						
	令和 6年4月	こども家庭センター設置予定						
必要性	妊娠期から子育て期までを継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を行うために必要である。							
実施方法	（1直営）		（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）		関係所管課において、定期的に情報共有及び意見交換し、連携することにより切れ目のない支援を実施			
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	荒川区子育て世代包括支援センター連絡会の開催	8	11	12	12	12	月に1回定期開催※R2・3は、コロナの影響により中止有
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進		妊産婦又は児童を養育する保護者等に対し、切れ目のない支援を行うことは必要であり、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額			—	2,185	2,428	2,424	2,493	2,580
決算額 (5年度は見込み)			—	1,958	2,309	2,304	2,488	2,580
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	子育て世代包括支援センター連絡会の開催	—	—	12	8	11	12	12
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	1,648	報酬	会計年度任用職員報酬	1,779	報酬	会計年度任用職員報酬	1,868
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	330	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	355	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	360
共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	290	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	304	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	303
旅費	施設訪問等旅費	0	旅費	施設訪問等旅費	2	旅費	施設訪問等旅費	1
需用費	事業用消耗品	37	需用費	事業用消耗品	48	需用費	事業用消耗品	48

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	勘定科目		3年度	4年度	差額
	行政費用	給与関係費		3,776	4,050	274	地方税等		0	0
物件費			37	50	13	国庫支出金		3,508	4,628	1,120
維持補修費			0	0	0	都支出金		877	1,157	280
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		4,385	5,785	1,400
賞与・退職給与引当金繰入額			299	166	▲133	行政収支差額(a)-(b)=(c)		273	1,519	1,246
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			4,112	4,266	154	通常収支差額(c)+(d)=(e)		273	1,519	1,246
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		273	1,519	1,246	

備考

行政費用は給与関係費が占めている。本事業は国や都の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金及び都支出金の行政収入がある。

問題点・課題

- ・妊娠期から出産、子育て期にわたり多様なニーズに応えられるよう、きめ細やかな支援が必要である。
- ・必要な支援が行き届かないことがないよう、積極的に関係機関等にアウトリーチを行う必要がある。
- ・こども家庭センター設置化に向けて、検討を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	複雑・多様化する利用者ニーズに対応できるよう、既存事業を活用する一方で過不足を把握し、その改善に努める。	定期的開催される連絡会にて、関係部署が集まり、子育て支援の実態を情報共有した。	利用者のニーズを把握・対応するとともに、関連部署との連携を強化し、不足している支援の改善に努める。
②	子育て支援専門員を中心に関係機関等へのアウトリーチの機会を増やし、区と要支援者をつなぐ機能を果たす。	子育て支援専門員が関係機関へ積極的にアウトリーチし、連絡会にて関係機関の情報を提供した。	引き続き、子育て支援専門員が区と要支援者をつなぐ機能を果たしながら、切れ目のない支援を行う。
③	—	—	こども家庭センター設置化に向けて、関連部署と連携し検討を進めていく。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-37		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	大山	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-03	託児サポーター						
	01-10-01	ファミリー・サポート・センター事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠	子育て援助活動支援事業実施要綱、荒川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者により構成される会員組織で、会員相互の援助活動を実施することにより、仕事と育児の両立のための環境整備及び地域の子育ての支援を目的とする。また、託児サポーター事業においては子育て家庭の社会活動への参加促進を目的とする。							
対象者等	【ファミリー・サポート・センター事業】 満6か月から小学6年生までの児童 【託児サポーター事業】 概ね6か月から小学3年生までの児童 ※援助を行う者は、保育士等の有資格者または協力会員養成講座を修了した者等							
内容	【ファミリー・サポート・センター事業】 ・ファミリー・サポート・センターの設置：会員登録、利用会員と協力会員の調整、講習会の開催等 ・相互援助活動：園や学校への送迎、園等の始業時間前又は終業時間後の対象児童の預かり等 ・報酬：利用会員は協力会員に直接（午前9時～午後5時720円/時、左記以外の時間帯840円/時）支払う 【託児サポーター事業】 ・事務局の設置：利用団体及び託児サポーター登録、会員相互の調整、広報活動等 ・相互援助活動：区・民間団体等（利用団体）から利用の申込みがあった場合、事務局が託児サポーターと調整の上、託児場所において一時的に預かるサービスを提供 ・報酬：利用団体は託児サポーターに直接現金（1,220円/時）で支払う							
経過	平成 9年度	エンゼルプラン策定、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラム中の「地域における育児相互援助活動の支援」事業化						
	平成10年9月	福祉公社の自主事業として開始						
	平成11年4月	厚生労働省補助事業として再編・実施						
	平成12年度	福祉公社廃止に伴い荒川区社会福祉協議会に事業委託						
	平成14年4月	従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども開始						
	平成19年11月	託児サポーター事業開始						
		社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられる						
	平成27年4月	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）						
		※令和5年度から託児サポーター事業を本シートに統合した。						
必要性	核家族化が進む中で地域で互いに支え合う相互援助活動として、また、利用者の意向に基づき場所や時間を問わず利用できるサービスとして継続する必要がある。託児サポーター事業においては、子育て家庭の社会参加への参加を促進するため必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 荒川区社会福祉協議会に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	ファミリー・サポート・センター事業活動回数	4,286	5,482	5,627	5,800	6,000	R2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数減
	②	託児サポーター事業派遣回数	13	47	76	100	150	R2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数減
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	地域の相互援助活動として必要であり、継続する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	9,924	9,543	9,642	11,258	11,128	12,084	12,380	
決算額 (5年度は見込み)	9,743	9,543	9,641	11,257	11,127	12,083	12,380	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	ファミリー・サポート・センター利用会員数	2,397	2,488	2,505	2,516	2,454	2,472	2,550
	ファミリー・サポート・センター協力会員数	435	439	447	460	441	451	460
	託児サポーター派遣人数	417	447	395	31	145	234	250

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	事務局運営経費	11,127	委託料	事務局運営経費	12,083	委託料	事務局運営経費	12,380

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	781	1,210	429	地方税等	0	0	0
	物件費	11,127	12,083	956	国庫支出金	3,709	3,668	▲ 41
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,709	3,668	▲ 41
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	7,418	7,336	▲ 82
	賞与・退職給与引当金繰入額	149	120	▲ 29	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,639	▲ 6,077	▲ 1,438
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	12,057	13,413	1,356	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,639	▲ 6,077	▲ 1,438
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,639	▲ 6,077	▲ 1,438

備考 行政費用の大半は業務委託料に当たる物件費が占めており、国庫補助及び都費補助による歳入がある。物件費の増は、ファミリー・サポート・センター事業と託児サポーター事業を集約したことによるものである。

問題点・課題
 ・ファミリー・サポート・センター事業及び託児サポーター事業において、協力を安定的に確保するとともに、協力会員の質の向上を図る必要がある。
 ・会員登録機会の回数・実施日・方法を適宜見直し、サービスの利便性を高める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保育士等の育児に関する資格を有する協力会員の発掘・活用を重点的に取り組み、サービスの質の向上に努める。	協力会員募集については新たに子育てアプリ及び区公式LINEを活用した。講習会は年5回実施し、サービスの質の向上を図った。	協力会員を継続的に確保するため、SNS等を活用しつつ、サービスの質を維持できるよう取り組む。
②	サービスの利便性を高めるために、会員登録から利用までの手続について、事務局と連携しながら改善を図っていく。	会員登録から利用までの手続については、可能な限り柔軟な対応が取れるよう事務局と連携して取り組むことができた。	アドバイザーと連携を図り、会員間の調整状況について適宜把握し、マッチングがスムーズにできるよう助言する。
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
 ※託児サポーター事業においては、他区については、区イベント等のための託児サービスは実施しているが、託児サポーター事業を実施しているのは荒川区のみ。

議会要旨 令和元年度2月会議 在宅育児家庭訪問事業の早期実施、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促すための仕組みづくりを実施すること

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-39		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	入院助産措置費		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	小林
			担当者名	沼田、高浜		内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	入院助産事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	児童福祉法第22条・第36条、荒川区児童福祉法		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	施行細則第15条、入院助産実施要綱		
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成し、安心して助産を受けられる制度を設け、もって母子の福祉増進に資することを目的とする。						
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院し出産することができない妊産婦（主に住民税非課税世帯・生活保護受給世帯）						
内容	東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 利用者負担額は、健康保険等による出産一時金の10% ①入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 ②分娩介助料 236,200円 ③胎盤処置料 実費 ④新生児介補料 1日3,810円 ⑤新生児用品貸与料 1日500円 ⑥新生児介補料加算 1日3,190円 ⑦保険料 12,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料）						
経過	平成12年	都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした）					
	平成21年1月	産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった					
	平成27年1月	保険料30,000円→16,000円に減額					
	平成27年4月	分娩介助料200,090円→201,480円に増額					
	平成28年4月	分娩介助料201,480円→209,180円に増額					
	平成29年4月	分娩介助料209,180円→236,200円に増額					
	令和 2年7月	区児童相談所設置に伴い、都立施設の措置が区に移管					
	令和 4年1月	保険料16,000円→12,000円に減額					
必要性	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産をするための児童福祉事業として、極めて必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 窓口申請（助産施設入所申込書記入）→面接記録表作成→訪問調査→助産の実施の承諾（申請者・病院）→病院へ費用支払い（医療費については、国保連等を通じて支払う）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	入院助産決定件数	4	6	5	5	5
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度		6年度					
継続		継続					
経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産できるよう、法定の児童福祉事業として必要な事業であり、継続して実施する。							

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		5,951	5,907	6,137	8,035	5,126	4,914	5,409
決算額(5年度は見込み)		1,557	2,613	1,494	4,251	3,370	2,853	5,409
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	入院助産相談件数(新規)	18	15	13	8	9	10	9
	入院助産活動件数(延べ)	96	75	87	31	25	55	37
	助産決定件数(都立病院含む)	8	11	5	4	6	5	6
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	入院料及び措置費等	3,370	委託料	事務費	0	委託料	事務費	1
			扶助費	入院料及び措置費等	2,853	扶助費	入院料及び措置費等	5,408

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	2,344	3,415	1,071	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	3,213	2,477
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2	0
	扶助費	3,370	2,853	▲517	分担金及び負担金	229	41
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,444	2,518
	賞与・退職給与引当金繰入額	446	340	▲106	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,716	▲4,090
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	6,160	6,608	448	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,716	▲4,090
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲2,716	▲4,090

備考

行政費用は、担当職員の人件費にあたる給与関係費と、入院料及び処置料等にあたる扶助費で構成されている。前年度と比較した扶助費の減少は、分娩に伴う医療費分の減少である。

問題点・課題

・課税状況が不明であるなど、妊婦の経済的困窮の状況を客観的に把握できないが、実際に困窮している場合があり、本事業で支援する必要がある。
・出産後の生活に不安がある場合には、保健師や児童相談所との連携が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本事業を必要とする妊婦の早期の把握に努めるため、福祉事務所や児相、保健所など関係機関との情報共有に努める。	特定妊婦に係る会議や研修等に参加し、本事業を必要とする妊婦の状況を把握し、関係機関と連携して業務を進めることが出来た。	相談者が税未申告者等の場合には、経済的困窮の状況を聞き取りとともに、関係機関に状況を確認する。
②	—	—	出産後の安定した生活と養育の支援を行うため、保健師や児童相談所と連携し役割分担を行って支援する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-40	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	沼田、田崎	内線	3815			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-06-01	母子生活支援施設事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40（ 1965 ）年度	根拠	児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に措置し、自立支援および措置事務を行う。							
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ・入所世帯数（広域受入除） 12世帯（26人） 令和5年5月末現在（定員20世帯） ・広域入所 3世帯（7人）							
内容	・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は原則2年 ・母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員12人（施設長1人、少年指導員兼事務員3人、母子支援員3人、保育士1人、被虐児個別対応職員1人、調理員1人、心理療法担当職員1人、育児指導機能強化事業実施職員1人）、非常勤職員2人（学習指導職員1人、嘱託医1人）							
経過	昭和24年 都の施設として開設 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 平成13年度 児童福祉法に基づき4月から入所について措置から契約による申込み制度に変更 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止、同2月 私立母子生活支援施設開設 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始 平成27年11月 広域入所受入開始 令和 2年 7月 区児童相談所設置に伴い、一部補助事業が区に移管							
必要性	法定事業であり、養育等に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善のため、必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	自立（退所）世帯数	8	12	7	9	10	
	②	入所者就労支援人数	6	6	5	5	6	
③	退所者の平均在所年数（年度末現在）（カ月）	21	23	16	20	20		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な法定事業であり、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		120,026	126,489	124,797	145,267	137,672	138,136	140,424
決算額 (5年度は見込み)		102,392	83,763	97,901	124,866	116,195	121,092	140,424
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
月平均在籍世帯数		17	18	15	19	15	11	15
月平均在籍者数		35	40	36	42	35	25	34
相談件数 (延べ)		412	131	163	173	167	255	198
入所世帯数 (新規)		6	11	6	7	5	9	7

予算・決算の内訳 (単位：千円)

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	区独自加算・国補助金 (設置市事務)	21,073	報償費	調査謝礼	5	負担金補助等	区独自加算・国補助金 (設置市事務)	22,268
扶助費	措置費	95,122	負担金補助等	区独自加算・国補助金 (設置市事務)	18,601	扶助費	措置費	118,156
			扶助費	措置費	102,486			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
行政費用	給与関係費	7,814	7,206	▲ 608	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	59,216	51,714 ▲ 7,502
	維持補修費	0	0	0	都支出金	815	0 ▲ 815
	扶助費	95,122	102,486	7,364	分担金及び負担金	408	271 ▲ 137
	補助費等	21,073	18,606	▲ 2,467	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	5
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	60,439	51,990 ▲ 8,449
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,485	717	▲ 768	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 65,055	▲ 77,025 ▲ 11,970
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	125,494	129,015	3,521	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 65,055	▲ 77,025 ▲ 11,970
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 65,055	▲ 77,025 ▲ 11,970	

備考 行政費用の大半を母子生活支援施設への措置費にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の増加は、入所世帯の実績増である。また、補助費等の減少は、改修費の実績減である。

問題点・課題 ・近年、入所者数が減少傾向にあり、令和2～4年度は新型コロナで適用除外であった暫定定員について、今年度は適用される可能性が高いことから、来年度の施設運営に支障をきたす恐れがある。
・施設退所後に地域で生活する中で、新たに養育や生活の課題が出てくることがある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援が必要となる母子世帯に周知するとともに、福祉事務所等の関係機関に母子生活支援施設の情報の提供を行う。	今年度は、他機関で把握した本施設の入所が必要と思われる対象者について、当係につなぐための情報提供シートを作成した。	福祉事務所や児童相談所等で関わりのある入所対象者について、当係の入所相談につなげてもらうよう一層の働きかけを行う。
②	-	-	施設において退所後のアフターフォローを充実させていく計画があるため、事業実施に向け、施設と連携しながら検討していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持つ区 19区 (【公設のみ設置】11区：港・台東・品川・目黒・大田・渋谷・中野・北・板橋・練馬・江戸川【民設のみ設置】5区：江東・杉並・豊島・足立・葛飾【公設と民設を設置】3区：新宿・墨田・世田谷)	

況 (要旨) 議 会和 質 問 状 令和2年度予特 指導検査について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-41		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ひとり親相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	田崎・高浜	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	ひとり親家庭相談事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40（ 1965 ）年度	根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの経済上・生活上の問題等の相談に対応して支援を行い、ひとり親家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。							
対象者等	区内在住のひとり親世帯（配偶者のない者で児童を扶養している者）							
内容	①相談員による面接相談（常時実施） ひとり親家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他相談の流れ：ひとり親世帯の来所相談→関係機関との連絡、協力依頼及び訪問調査→自立に向けた支援 ②東京都母子及び父子福祉資金の貸付（母子及び父子福祉資金貸付事業参照）							
経過	昭和39年 7月 母子福祉法施行 昭和40年 3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年 4月 福祉事務所区移管 昭和57年 4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年 4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年 4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から条例による事務処理の特例制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める 平成26年10月 母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を改正、母子自立支援員→母子・父子自立支援員 平成28年 7月 母子・父子自立支援員と婦人相談員（正規職員）を兼務にした。 平成29年 4月 専任の母子・父子自立支援員（専門非常勤）を1名配置							
必要性	法定事業であり、子どもの貧困対策の観点からも、ひとり親家庭の相談対応・支援する事業として極めて必要性が高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 母子父子自立支援員4名（常勤1名、専任会計年度任用職員1名、婦人相談員兼任常勤2名）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	ひとり親相談件数	1,566	1,534	1,613	1,571	1,728	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の様々な課題解決の支援を行うため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,946	2,898	3,559	3,529	3,553	7,379	4,872
決算額 (5年度は見込み)		2,914	2,855	3,268	3,460	3,487	6,204	4,872
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
母子及び父子福祉資金貸付相談		755	665	561	338	209	177	241
住宅相談		55	89	117	141	202	137	160
家庭紛争相談		15	42	83	110	105	108	108
その他相談		1,273	1,484	1,186	977	1,018	1,165	1,053

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	2,230	報酬	会計年度任用職員報酬	2,683	報酬	会計年度任用職員報酬	2,654
共済費	会計年度任用職員共済費	426	共済費	会計年度任用職員共済費	436	共済費	会計年度任用職員共済費	438
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	446	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	483	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	489
旅費	会計年度任用職員旅費	162	旅費	会計年度任用職員旅費	162	旅費	会計年度任用職員旅費	164
需用費	消耗品費等	112	需用費	消耗品費等	66	需用費	消耗品費等	110
委託料	口座振替手数料等	108	委託料	アンケート調査結果分析等	2,371	委託料	口座振替手数料等	114
負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	3	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	3	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金等	903

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	8,500	12,091	3,591	地方税等	0	0	0
	物件費	382	2,599	2,217	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	1,699	1,699
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3	3	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	1,699	1,699
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,042	852	▲ 190	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,927	▲ 13,846	▲ 3,919
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,927	15,545	5,618	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,927	▲ 13,846	▲ 3,919
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,927	▲ 13,846	▲ 3,919	

備考 本事業は相談業務が主になるため、行政費用の大半を給与関係費が占めている。4年度にひとり親家庭等アンケートを実施したため、物件費の増となった。

問題点・課題
 ・各種ひとり親支援サービスの認知度を向上させ、利用しやすくする必要がある。
 ・ひとり親家庭の保護者は、就労や家事・育児をひとりで行うことで時間的に余裕がないことが多いため、手続きに複数回来庁する必要があるひとり親支援サービス等について、受付方法等工夫する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ひとり親家庭等アンケートを実施し、ニーズを把握するとともに、ひとり親家庭の情報収集の手段を調査する。	ひとり親家庭等アンケートを実施した。調査結果をもとに、ひとり親家庭に効果的な情報提供の方法を検討した。	メルマガや応援ブックに加え、子育てアプリなどの子育て情報ツールでのひとり親支援情報の周知を図る。
②	-	-	一般的な手続き方法の問合せや相談予約の申し込みについては、メールなどで受け付ける方法を検討する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨
 令和5年度予特 ひとり親世帯への家賃助成
 令和3年度予特 ひとり親応援ガイドブックの周知について
 令和2年度11月会議 養育費取決めの支援について
 令和2年度決特 コロナ禍のひとり親支援

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-42		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事												
事務事業名	母子及び父子福祉資金貸付事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林													
			担当者名	福田	内線	3815													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）																			
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 28	（ 1953 ）	年度	根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金事務取扱要領														
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等															
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画												
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市																
	政策	03	子育てしやすいまちの形成																
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援																
目的	配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、資金を貸付け、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び、扶養している児童の福祉の増進を図る。																		
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している者 ・他貸付制度との関係①生活福祉資金→母子が優先 ②女性福祉資金→母子が優先 ③日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 ④生活保護受給者→貸付可																		
内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①事業開始資金 3,140千円</td> <td style="width: 50%;">②事業継続資金 1,570千円</td> </tr> <tr> <td>③技能習得資金 460千円</td> <td>④修業資金 460千円</td> </tr> <tr> <td>⑤子の就職支度資金 330千円</td> <td>⑥医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護）</td> </tr> <tr> <td>⑦生活資金 141千円（月額）</td> <td>⑧住宅資金 1,500千円</td> </tr> <tr> <td>⑨転宅資金 260千円</td> <td>⑩結婚資金 300千円</td> </tr> <tr> <td>⑪修学資金 27～183千円（月額）</td> <td>⑫就学支度資金 64～590千円</td> </tr> </table> <p>※④⑤⑪⑫以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.0%利子 ※④⑤⑪⑫の資金は無利子 収入状況により、連帯保証人が必要な場合あり ※平成28年度より、修学資金の貸付限度額を特別分貸付限度額に一本化</p>							①事業開始資金 3,140千円	②事業継続資金 1,570千円	③技能習得資金 460千円	④修業資金 460千円	⑤子の就職支度資金 330千円	⑥医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護）	⑦生活資金 141千円（月額）	⑧住宅資金 1,500千円	⑨転宅資金 260千円	⑩結婚資金 300千円	⑪修学資金 27～183千円（月額）	⑫就学支度資金 64～590千円
①事業開始資金 3,140千円	②事業継続資金 1,570千円																		
③技能習得資金 460千円	④修業資金 460千円																		
⑤子の就職支度資金 330千円	⑥医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護）																		
⑦生活資金 141千円（月額）	⑧住宅資金 1,500千円																		
⑨転宅資金 260千円	⑩結婚資金 300千円																		
⑪修学資金 27～183千円（月額）	⑫就学支度資金 64～590千円																		
経過	昭和28年 4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 / 昭和39年 7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年 4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年 4月 利子の一部を無利子化 平成12年 4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年 4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年 6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年 4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭への対象拡大、20歳以上の子を扶養するひとり親への貸付対象の拡大（同一世帯に20歳未満の子を扶養している場合に限る） 平成30年 4月 大学院への就学支度資金及び修学資金について貸付対象の拡大																		
必要性	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉増進のため、必要性が高い。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 貸付審査会：「東京都母子及び父子福祉資金並びに荒川区女性福祉資金貸付審査会」 広報：年1回 区報に掲載、ひとり親相談、女性相談の対応の際に周知																		
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明												
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)											
	①	貸付件数	66	46	39	41	60												
	②	償還率(%)	49.3	50.8	47.7	48.0	50.0												
③																			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																	
5年度	6年度																		
継続	継続	ひとり親家庭の児童の修学のための資金貸付など、子どもの貧困対策として、必要な法定事業であるため継続して実施する。																	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-43	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	ひとり親自立支援給付金事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	福田	内線	3815			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	ひとり親家庭自立支援給付金事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16（ 2004 ）年度	根拠	自立支援教育訓練給付金事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。							
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者							
内容	①ひとり親自立支援プログラム策定事業（就業支援専門員） ひとり親自立支援プログラム策定員が、ハローワーク等と連携して就労を支援 ②自立支援教育訓練給付金事業 資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した際に、費用の60%相当額を給付 ③高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の養成機関において1年以上修業する場合、修業期間の全期間（上限4年間） 非課税世帯月額100,000円、課税世帯70,500円（最終学年の1年に限り、4万円増額）を給付 ④親の学び直し支援事業 ひとり親家庭の親が、高卒認定資格を取得するための講座の受講費用を全額助成 ⑤ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業 民間賃貸住宅へ入居する際に、保証会社を利用する際に支払う保証委託料を補助							
経過	平成15年 4月 国において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始 平成16年 8月 荒川区において高等技能訓練促進費用事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始 平成26年 4月 高等技能訓練促進費→高等職業訓練促進給付金に名称変更 平成27年 4月 ひとり親学び直し事業開始 平成28年 4月 ①高等職業訓練促進給付金事業：修業年限及び対象資格の拡大、支給期間の延長 ②自立支援教育訓練給付金事業：給付金支給額の引き上げ（40%→60%） 平成29年12月 民間賃貸住宅入居支援事業開始 平成31年 4月 高等職業訓練促進給付金について、最終学年に属する1年間に限り4万円増額 令和 2年 4月 就業支援専門員の配置を週3日午後→週4日フルタイムとし、相談体制を強化 令和 3年 4月 高等職業訓練促進給付金等事業における支給対象資格の範囲拡充（1年以上→6ヶ月以上）							
必要性	ひとり親家庭の自立促進のため、必要性が高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 事業の対象者に事業説明→申請受理→給付金支給の決定 事業周知方法：①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載 ③区ホームページ							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	高等職業訓練促進給付金支給件数	7	10	16	15	15	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。
	②	自立支援教育訓練給付金支給件数	5	4	2	5	5	
③	ひとり親学び直し支援事業	0	1	0	1	1		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進	推進	ひとり親家庭の自立促進として、就業に向けた教育訓練や能力開発の機会を提供するために、推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	7,956	13,067	20,753	22,679	21,346	34,063	25,819	
決算額 (5年度は見込み)	6,831	11,428	12,183	13,662	16,658	20,811	25,819	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	自立支援給付金 件数	3	7	4	5	4	2	5
	高等職業訓練促進給付金 件数	5	9	8	7	10	16	15
	プログラム策定員による相談件数 (延べ)	241	219	100	308	437	429	430
	民間賃貸住宅入居支援事業支給件数	0	1	2	7	6	8	7

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	就業支援専門員報酬	2,698	報酬	就業支援専門員報酬	2,856	報酬	就業支援専門員報酬	2,882
職員手当等	就業支援専門員期末手当	538	職員手当等	就業支援専門員期末手当	571	職員手当等	就業支援専門員期末手当	572
共済費	就業支援専門員共済費	511	共済費	就業支援専門員共済費	498	共済費	就業支援専門員共済費	517
旅費	就業支援専門員特別旅費	138	旅費	就業支援専門員特別旅費	138	旅費	就業支援専門員特別旅費	154
需用費	消耗品費・印刷製本費	51	需用費	消耗品費・印刷製本費	46	需用費	消耗品費・印刷製本費	72
役務費	電話料	72	役務費	電話料	72	役務費/委託料	電話料/健康診断料	83
負担金補助及び交付金	自立支援給付金等	12,650	負担金補助及び交付金	自立支援給付金等	16,630	負担金補助及び交付金	自立支援給付金等	21,539

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	7,958	7,449	▲ 509	地方税等	0	0
	物件費	260	256	▲ 4	国庫支出金	13,793	15,932
	維持補修費	0	0	0	都支出金	583	150
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	12,650	16,630	3,980	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	3,000	10,000
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	17,376	26,082
	賞与・退職給与引当金繰入額	820	360	▲ 460	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,312	1,387
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	21,688	24,695	3,007	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,312	1,387
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,312	1,387

備考 行政費用のうち約7割を自立支援教育訓練給付金等の給付金にあたる補助費等が占めている。補助費等の増加は、高等職業訓練促進給付金の件数が増加したことにより、給付金等が増加したためである。

問題点・課題
 ・スキルアップや転職の相談のニーズはあるが、仕事を休むと減給されてしまうため、相談できないなどの声がある。
 ・受給者の就業支援のため、就学状況の確認やひとり親家庭サポート事業の案内方法について、検討する必要がある。
 ・ひとり親家庭の民間賃貸住宅への転宅の際に、依然として、保証人がいない、物件が見つからないなどの声がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ひとり親の就労スキルの底上げにつながる無料のIT研修等の活用など、相談者に対して情報周知を強化する。	高等職業訓練促進給付金等事業における支給対象資格の範囲拡充の周知を強化した結果、6ヶ月コースの受給者が増加した。	時間に余裕のないひとり親の相談者に対し、就労相談の予約や事業や制度の説明等についてはメール等の対応を検討する。
②	受給者の就業を支援するため、修学状況の確認やひとり親家庭サポート事業の案内など物心両面でのサポートを行っていく。	受給者の就業を支援するため、相談員による修学状況の確認やひとり親家庭サポート事業の案内などを実施した。	受給者の就業支援にあたり、対面による支援のほか、就労支援講習会を開催する等、支援機会の創出を検討する。
③	引き続き民間賃貸住宅への入居の際に、保証会社を利用するひとり親家庭に対し助成制度があることの周知を推進していく。	ひとり親ガイドブック等で民間賃貸住宅への入居の際に、保証会社を利用するひとり親家庭に対し助成制度があることを周知した。	ガイドブック等による周知のほか、窓口での相談時を契機に、保証会社を利用できる助成制度のさらなる周知に努める。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	※高校卒業程度認定試験合格支援事業<学び直し支援事業>実施区：9区(台東、大田、世田谷、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立)※民間賃貸住宅入居支援事業<家賃助成事業含む>実施区：13区(千代田、新宿、文京、台東、墨田、品川、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、豊島、北)

議会要旨	令和4年3月予特 ひとり親世帯への家賃助成について 令和3年度2月会議 議員提出議案・荒川区ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例 令和3年度9月会議 シングルマザーの就労支援について
------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-44		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	女性相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	高浜	内線	3863		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-06-01	女性相談事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 32	（ 1957 ）	年度	根拠	売春防止法・DV防止法・東京都女性相談員設置要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るための必要な支援を行う。							
対象者等	区内女性							
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助 ①婦人相談：相談による指導・助言 ②荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中）							
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成18年4月 組織変更により福祉部保護課から子育て支援部に婦人相談員が所属替え 平成27年11月 配偶者暴力相談支援センター設置、専任婦人相談員1名増配置 令和4年5月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立、2024年4月施行							
必要性	法定事業であり、区内女性の安全と生活を守るために、極めて必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 婦人相談員4名（係長及び常勤2名…母子父子自立支援員兼務、会計年度任用職員1名…専任婦人相談員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	女性相談件数	1,295	1,216	1,301	1,397	1,438	延べ人数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		女性からの相談に的確に対応し、支援を充実していくために必要な法定事業であり、推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,638	4,039	7,682	5,679	5,675	5,628	5,036
決算額 (5年度は見込み)		3,398	3,852	7,055	5,224	5,295	5,269	5,036
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	女性相談	1,099	1,359	1,461	1,295	1,281	1,301	1,397

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	3,358	報酬	会計年度任用職員報酬	3,267	報酬	会計年度任用職員報酬	2,963
共済費	会計年度任用職員共済費	633	共済費	会計年度任用職員共済費	592	共済費	会計年度任用職員共済費	581
旅費	会計年度任用職員特別旅費	130	旅費	会計年度任用職員特別旅費	137	旅費	会計年度任用職員特別旅費	174
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	634	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	635	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	550
役務費	移送費・電話料・郵送料等	144	役務費	移送費・電話料・郵送料等	142	役務費	移送費・電話料・郵送料等	179
委託料	同行支援・システム開発	330	委託料	同行支援・システム開発	445	委託料	同行支援・システム開発	511
使用料	緊急一時保護宿泊費助成	12	使用料	緊急一時保護宿泊費助成	8	使用料	緊急一時保護宿泊費助成	24

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	11,165	11,367	202	地方税等	0	0	0	
	物件費	636	734	98	国庫支出金	1,284	1,644	360	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	47	47	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	33	43	10	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,331	1,691	360	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,266	694	▲ 572	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,769	▲ 11,147	622	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	13,100	12,838	▲ 262	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,769	▲ 11,147	622	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,769	▲ 11,147	622		

備考 相談業務が主となるため、行政費用の大半を給与関係費が占めている。また、行政収入は婦人相談員に対する国庫補助が大半を占めている。

問題点・課題
 ・外国籍、障害、妊娠中など、一人のケースが多岐にわたる課題を抱えている場合もあることから、緊急一時保護を始め、その後の居所や生活支援に係る社会資源の確保を図るとともに、相談員のさらなるスキルアップが必要となっている。
 ・令和6年度に施行となる困難女性支援法において、自治体の努力義務となっている基本計画策定及び支援調整会議の設置について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉事務所や民間支援団体等との一層の連携を図り、緊急一時保護の受け入れ先の確保を行ってその先の支援につなげていく。	民間支援団体のシェルターを活用し、連携しながら支援を行った。また、研修や情報交換会に参加し、社会資源の情報を得た。	引き続き、民間支援団体のシェルターの活用を図るとともに、活用できる社会資源の情報収集に努めていく。
②	児相や福祉事務所、民間支援団体との連携を行い、現在置かれている状況のほか成育歴などに思いを馳せて丁寧な支援に努めていく。	関係機関から情報提供があった際には相談シートを活用しながらを行い、相談者に寄り添った支援を心がけた。	女性を取り巻く多様な課題に対応できるよう、他自治体の事例に学ぶなど研修等で一層の専門性及び知識の向上を図る。
③	-	-	困難女性支援法施行に向け、女性支援施策に係る基本計画策定について、検討する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨
 令和4年度6月会議 困難を抱えた女性への支援について
 令和2年度2月会議 コロナ禍におけるDV相談体制と子どもへの支援強化について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-45	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事												
事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林													
		担当者名	福田	内線	3815													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）																		
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業													
開始年度	昭和 50（1975）年度	根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例															
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則															
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画														
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市															
	政策	03	子育てしやすいまちの形成															
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援															
目的	女性（配偶者がいない、もしくはいてもその扶養を受けられない者）に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進を図る。																	
対象者等	上記女性で、以下の要件の全部に該当する者。 ①他から同種の貸付を受けられないこと②都内に6ヶ月以上居住していること③20歳以上の者④直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合、所得による制限（358万円以下）あり）																	
内容	<p>資金及び限度額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①事業開始資金 2,830千円</td> <td style="width: 50%;">②事業継続資金 1,420千円</td> </tr> <tr> <td>③技能習得資金 68千円（月額）</td> <td>④就職支度資金 100千円</td> </tr> <tr> <td>⑤医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥生活資金 103～141千円（月額）</td> <td>⑦住宅資金 1,500千円</td> </tr> <tr> <td>⑧転宅資金 260千円</td> <td>⑨結婚資金 300千円</td> </tr> <tr> <td>⑩修学資金 18～64千円（月額）</td> <td>⑪就学支度資金 39～590千円</td> </tr> </table> <p>※⑦⑧⑨の資金は利子1%、それ以外は無利子</p>						①事業開始資金 2,830千円	②事業継続資金 1,420千円	③技能習得資金 68千円（月額）	④就職支度資金 100千円	⑤医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護）		⑥生活資金 103～141千円（月額）	⑦住宅資金 1,500千円	⑧転宅資金 260千円	⑨結婚資金 300千円	⑩修学資金 18～64千円（月額）	⑪就学支度資金 39～590千円
①事業開始資金 2,830千円	②事業継続資金 1,420千円																	
③技能習得資金 68千円（月額）	④就職支度資金 100千円																	
⑤医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護）																		
⑥生活資金 103～141千円（月額）	⑦住宅資金 1,500千円																	
⑧転宅資金 260千円	⑨結婚資金 300千円																	
⑩修学資金 18～64千円（月額）	⑪就学支度資金 39～590千円																	
経過	<p>昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子）</p> <p>昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除）</p> <p>昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定）</p> <p>平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳）</p> <p>平成8年 4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正</p> <p>平成9年 4月 利息改正 3%→1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま）</p> <p>平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定</p> <p>平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正</p> <p>平成23年4月 新規貸付を停止</p>																	
必要性	同様の貸付制度があり、代替が可能であることから、本事業については、平成23年4月から新規貸付を停止している。																	
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>平成23年度から新規貸付停止。継続貸付分（平成22年9月～平成25年3月）が終了したため、平成25年度から償還事務のみ実施。</p>																	
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明											
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)										
	①	現年度償還率(%)	100	100	100	100	—	R5年度9月償還完了予定										
	②	過年度償還率(%)	29.2	0.6	0.2	0.6	0.6											
③																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																
5年度		6年度																
休止・完了		休止・完了																
類似事業で対応可能のため、23年4月から新規貸付を停止している。																		

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (5年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
修学資金		0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金		0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金		0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	469	1,651	1,182	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	89	164	75	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 558	▲ 1,815	▲ 1,257
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	558	1,815	1,257	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 558	▲ 1,815	▲ 1,257
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 558	▲ 1,815	▲ 1,257	

備考 本事業は、新規貸付は停止しており、滞納者への対応が主な業務となっているため、行政費用は給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額のみとなっている。

問題点・課題 ・現年度分は全て償還となっているが、過年度分に関しては、償還者に償還意思はあるものの、家計状況や高齢化に伴う健康状況から返済額が少額となり、滞納が長期にわたっているケースがあり、こうしたケースに適切に対応していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現年分の償還を円滑に進め、過年度滞納分に関しては、償還者の返済能力を加味しながら柔軟に対応していく。	現年分の償還は遅滞なく償還があった。過年度滞納分に関しては、償還者の返済能力を鑑み、無理のない範囲で償還計画を立てた。	引き続き、償還者と定期的に連絡を取り、必要に応じて督促訪問を行うとともに、無理のない範囲で償還を促していく。
②			
③			

他区の実況 (実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
貸付事業実施区 6区 (中央区、墨田区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区)

議会(要旨)質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-46		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	家庭相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	福田	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-07-01	家庭相談事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	荒川区家庭相談実施要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	離婚や親権、養育費などの問題について、専門の家庭相談員が相談に応じて助言を行うことによって問題解決を図る。							
対象者等	区民全般							
内容	専門の家庭相談員（家庭裁判所の元調停員）等が、週2回面接または電話による相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。 ・相談内容 ①離婚問題・面会交流 ②夫婦及び親子関係問題 ③婚費・養育費問題 ④夫婦間の財産の精算及び慰謝料に関すること							
経過	昭和40年4月	福祉事務所区移管にともない家庭相談についても区に移管						
	平成 2年7月	非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした						
	平成13年度	東京家庭相談員連絡協議会に参加（年6回）						
	平成18年度	子育て支援部新設時に福祉部（当時保護課）から相談員を配置変更した際に事業移管						
	平成23年度	予算を子育て支援課事務費に移管（予算事業名廃止）						
	平成24年度	家庭相談員に元調停委員の経験を有する専門相談員を配置し、相談体制を強化						
	令和 3年度	相談日：週2回（火・水） 午後1時から午後5時（予約制） 荒川区養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業開始						
必要性	離婚、親権、養育費等専門的な内容に対し、早期から相談にのり助言することは、区民の課題解決に加えて、子どもの権利擁護の観点からも必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 専門の家庭相談員による面接又は電話による相談対応（火・水の午後・要予約）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	家庭相談件数	123	85	94	100	110	
	②	上記のうち、専門相談員相談件数(再掲)	78	79	93	98	105	
③	公正証書等作成促進補助金交付件数	—	5	9	10	15	R3年度開始	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進						
離婚に関する相談は増えており、養育費確保支援のニーズは高いことから推進する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,284	1,310	1,315	1,251	1,450	1,735	1,765
決算額(5年度は見込み)		1,284	1,233	1,248	1,141	1,446	1,630	1,765
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
離婚相談		75	85	65	50	38	59	49
夫婦、親子関係相談		77	34	39	69	45	23	45
その他相談		42	25	21	4	2	12	6
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	1,441	報酬	会計年度任用職員報酬	1,337	報酬	会計年度任用職員報酬	1,350
旅費	東京家庭相談員連絡協議会旅費	1	旅費	家庭相談員特別旅費	86	旅費	家庭相談員特別旅費	95
負担金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4	負担金	連絡協議会旅費	4	委託料	連絡協議会旅費	5
			負担金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	3	委託料	雇入れ前健康診断料	11
				公正証書等作成費用	200	負担金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4
						負担金	公正証書等作成費用	300

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,019	3,945	▲74	地方税等	0	0	0
	物件費	1	90	89	国庫支出金	867	847	▲20
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	847	847
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	4	203	199	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	867	1,694	827
	賞与・退職給与引当金繰入額	490	259	▲231	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,647	▲2,803	844
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,514	4,497	▲17	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,647	▲2,803	844
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,647	▲2,803	844

備考

本事業は相談業務が主となるため、行政費用の大半を給与関係費が占めている。

問題点・課題

・ひとり親家庭の多くは、離婚前に養育費に関する取り決めをしていない、又は公正証書による取り決めをしていないために、現在養育費を受け取れていないケースが多くあることから、家庭相談による離婚前の相談者に対して養育費の必要性や公正証書の取り決め方法など丁寧に説明していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	昨年度から開始した公正証書等作成促進事業の積極的な周知を行うほか、新たな養育費確保事業について検討を行っていく。	公正証書等作成促進事業の周知をメルマガ等により積極的に行ったほか、新たな養育費確保事業を検討した。	他区で実施している離婚前講座などの情報収集を行い効果的な事業を検討する。
②			
③			
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)		
状況	家庭相談員設置区 17区。(うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区12区) 未実施区(目黒・文京・中野・北・葛飾)		
議会(要旨)質問状	令和3年度予特 令和2年度予特 令和2年度11月会議 養育費確保事業の現在の進捗状況について 公正証書作成費用の補助について 荒川区独自の裁判外紛争解決手続き制度(ADR制度)の創設 離婚時における養育費等の情報提供・取決め率アップへの支援		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-47		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	福田	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	ひとり親家庭休養ホーム事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56（ 1981 ）年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるよう助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進を図る。							
対象者等	ひとり親家庭の親子							
内容	宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 ①指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ） 日帰り施設（あらかわ遊園・あらかわ遊園スポーツハウス・荒川総合スポーツセンター） ②助成限度額 宿泊：1人 3,000円 日帰り：1人 1,000円 ③利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可							
経過	平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニージー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72→3ヶ所）日帰り施設（4→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回・日帰りは2回利用可） 平成23年5月 荒川遊園回数券配布方式→利用券交付様式に変更 平成31年4月 荒川遊園、荒川総合スポーツセンター改修のため、アクアパーク品川を対象施設に追加（令和元年度のみ） 令和4年3月 「ニューアカオ」指定解除 令和4年4月 荒川遊園リニューアルオープンに伴い、荒川遊園を対象施設に追加							
必要性	ひとり親家庭のレクリエーションに対する助成は、家庭内のコミュニケーションの向上と休養を図る一助となっており、必要性が高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 年度当初に指定施設と契約。利用者からの申請により、利用券を発行。区は指定施設に対し、利用実績に基づき支払。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者延人員	313	308	576	487	535	
	②	申請者延人員	411	357	709	674	741	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続 ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うために必要な事業であり、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		941	911	800	755	671	674	616
決算額 (5年度は見込み)		726	687	435	379	389	623	616
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	宿泊利用者	68	55	69	37	44	28	64
	日帰り利用者	522	448	302	276	264	548	424
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	389	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	623	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	616

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	156	1,285	1,129	地方税等	0	0	0
	物件費	389	623	234	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	30	128	98	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 575	▲ 2,036	▲ 1,461
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	575	2,036	1,461	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 575	▲ 2,036	▲ 1,461
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 575	▲ 2,036	▲ 1,461

備考

行政費用は、給与関係費と各施設の利用料にあたる物件費で構成されている。

問題点・課題

・ここ数年、新型コロナウイルス感染症による影響から、宿泊施設の利用が減少しているため、利用者数を増やす工夫が必要である。
 ・ひとり親家庭であれば収入要件に関係なく利用できるサービスであるが、利用者数が少ないため、認知度を高める工夫が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ひとり親家庭のレクリエーション機会の確保のため、休養ホーム事業の周知を図り認知度を高める。	ひとり親相談やその他事業の利用者が来庁した際、積極的に利用を勧めた。	ひとり親支援事業を利用する際に、ひとり親家庭メールマガジンの登録及び休養ホーム事業について利用を勧奨していく。
②	リニューアルオープンしたあらかわ遊園等日帰り施設の利用に向けて、ひとり親メルマガ等で一層の周知を図る。	メルマガ等で積極的な周知を図った結果、あらかわ遊園の利用が最も多かった。	対象施設にポスターやチラシを配置し、従来の利用者にも周知を図る。
③			

他区の実況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)
	未実施区 (千代田・港・文京・墨田・江東・目黒・大田・中野・豊島・北・足立・葛飾・江戸川)
議会(要旨)質問状	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-48	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
		担当者名	高浜	内線	3863		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	ひとり親家庭サポート事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 57（ 1982 ）年度	根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内に住所を有する小学6年生以下の児童がいるひとり親家庭のうち、次の各号のいずれかに該当する家庭。						
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 ・派遣回数 同一世帯につき原則として月5回以内（特別必要な場合最大12回まで） ・派遣時間 午前7時～午後8時（育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） ・援助内容 ①育児援助 ②家事援助 ・対象家庭 ①育児援助：生後6ヶ月～小学校3年生まで ②家事援助：小学校1～6年生まで ・対象者等 （1）ひとり親家庭となつて1年以内 （2）技能取得のために職業能力開発促進センター等に通学する場合 （3）就職活動・母子自立支援プログラム参加のため （4）冠婚葬祭・学校等の公的行事参加のため （5）ひとり親家庭のため、緊急一時的な援助が必要なため						
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となつた直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となつた直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となつた直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となつてから2年以内 月12回派遣 平成12年度 育児はひとり親となつてから1年以内で小学校3年生以下に変更 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした 令和2年度 在宅での技能取得等を理由とする派遣を可能とした 令和3年度 メールでの利用申請の受付開始						
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要性が高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ①区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 ②事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①ヘルパー利用時間数（延べ）	56	259	643	682	750	
	②ヘルパー利用回数（延べ）	17	65	160	176	193	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,089	1,230	1,204	1,139	1,245	2,349	3,396
決算額 (5年度は見込み)		850	983	403	167	1,003	2,186	3,396
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	利用世帯数	9	10	9	3	5	10	12
	利用日数	73	93	47	17	65	160	160
	登録世帯	24	23	21	11	14	18	24

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	ヘルパー派遣委託料	1,003	委託料	ヘルパー派遣委託料	2,186	委託料	ヘルパー派遣委託料	3,396

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,266	1,802	▲ 464	地方税等	0	0	0	
	物件費	1,003	2,186	1,183	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	431	179	▲ 252	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,700	▲ 4,167	▲ 467	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	3,700	4,167	467	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,700	▲ 4,167	▲ 467	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,700	▲ 4,167	▲ 467		

備考

行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、ヘルパー派遣の委託料にあたる物件費で構成されている。前年度と比較した物件費の増加は、利用件数の増によるものである。

問題点・課題

・本事業の利用に際しては、ひとり親相談で家庭の状況などを伺ったのちに利用者登録となり、実際の利用時に改めて利用申請を受け付けていることから、利用者からは手間や時間がかかるとの意見があり、利用申請に関しては手続きの簡素化を検討する必要がある。
 ・利用ニーズに合わせた育児支援となるよう、支援内容について検討するなど、支援の拡充を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業のメリットについて引き続き周知を図るとともに、利便性を高めるための利用券の発行など新たな方法を検討する。	利用の受付方法について、利用者からの利用申請をメール等で受け付けるなど、利便性の向上を図った。	利用申請のみ利用者と事業者間で直接連絡を取り合う方法を可とするなど、手続きの簡素化を図る。
②	円滑なサービス供給が図られるよう、今年度は事業者が変わったので、特に行き違いのないよう確認を行っていく。	利用申請の情報のやりとりに齟齬がないよう、事業者との打合せを密に行った。	ヘルパー派遣の利用ニーズを踏まえ、支援内容等について検討する。
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	未実施区 千代田区・江東区・葛飾区 (社会福祉協議会実施) 足立区・文京区 (子育て事業として実施)・北区

議会(要旨)質問状

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,040,581	3,013,284	2,951,571	2,948,674	2,936,907	2,772,517	2,658,976
決算額(5年度は見込み)		2,968,609	2,964,953	2,941,334	2,933,236	2,874,816	2,702,485	2,658,976
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
児童数	3歳未満	5,130	4,892	4,909	4,812	4,089	4,015	4,015
(月平均)	3歳以上小学校修了前	15,184	15,464	14,813	14,925	12,965	13,424	13,424
	中学生	4,257	4,226	4,255	4,382	3,997	3,999	3,999
	うち特例給付世帯	2,614	2,746	2,966	3,085	3,197	1,792	1,792

予算・決算の内訳

令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	事務用消耗品購入・印刷製本	353	需用費	事務用消耗品購入・印刷製本	192	需用費	事務用消耗品購入・印刷製本	403
役務費	郵便料	4,810	役務費	郵便料	1,586	役務費	郵便料	1,598
委託料	封入封緘業務委託	888	委託料	封入封緘業務委託	267	委託料	封入封緘業務委託	380
扶助費	児童手当	2,868,765	扶助費	児童手当	2,700,440	扶助費	児童手当	2,656,595

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	5,296	3,630	▲ 1,666	地方税等	0	0
	物件費	6,051	2,045	▲ 4,006	国庫支出金	2,033,931	1,931,597
	維持補修費	0	0	0	都支出金	437,943	420,927
	扶助費	2,868,765	2,700,440	▲ 168,325	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	▲ 10	135
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,471,864	2,352,659
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,007	361	▲ 646	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 409,255	▲ 353,817
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	2,881,119	2,706,476	▲ 174,643	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 409,255	▲ 353,817
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 409,255	▲ 353,817

備考

行政費用のうち9割以上を児童手当である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は受給児童数減である。また、物件費の減少は現況届の省略による郵便料等の実績減である。

問題点・課題

・出生、転入などの新規申請や住所変更など、各種手続き漏れが発生しないように、対象者に対し、周知を行う必要がある。
・国において児童手当制度改正の議論がされており、制度変更があった場合は対象者からの問い合わせ等の増加が見込まれる。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住所変更などで関連する部署と連携し、適切に窓口案内を行う。また、制度改正の周知を徹底する。	戸籍住民課、区民事務所などと連携を図り、適切に窓口案内を行った。制度変更については、お知らせ送付及び窓口での丁寧な説明を行った。	引き続き、住所変更などで関連する部署と連携し、申請漏れ等がないように適切に窓口案内を行う。
②	—	—	制度改正が見込まれるため、改正があった場合には分かりやすい周知を丁寧に行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-50		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	石川	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	児童育成手当						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 47（ 1972 ）年度	根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	児童を養育しているひとり親家庭及び障がいがある児童を養育している家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成手当 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 ・ 障害手当 20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等 							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成手当 児童一人 13,500円/月 ・ 障害手当 児童一人 15,500円/月 <p>申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給</p>							
経過	<p>都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） 財政調整交付金対象事業 平成12年6月 所得制限限度額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） 平成16年度 都で実施していた、認定に係る障がい判定事務を区で実施 平成24年度 報償費、一般需用費、役務費、扶助費を児童手当事業費から育成手当予算に独立</p>							
必要性	ひとり親家庭等の子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 窓口にて申請受付→審査→決定・給付。年1回（6月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	育成手当受給児童数	2,137	2,060	1,973	2,012	2,012	(年度末児童数)
	②	障害手当受給児童数	95	134	137	139	139	(年度末児童数)
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	都の基準に基づき、継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		455,226	461,245	452,870	443,031	430,347	412,989	392,504
決算額(5年度は見込み)		454,689	438,765	431,917	415,532	390,160	373,363	392,504
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
育成手当児童数		2,595	2,381	2,272	2,137	2,031	1,947	2,012
障害手当児童数		134	101	109	95	105	111	139
併給(再掲)		(27)	(32)	(28)	(30)	(29)	(26)	(27)
受給児童数計		2,729	2,482	2,381	2,232	2,136	2,058	2,151

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	25
需用費	事務用品	63	需用費	事務用品	17	需用費	事務用品	67
役務費	郵送料	286	役務費	郵送料	258	役務費	郵送料	307
扶助費	育成手当	366,458	扶助費	育成手当	348,043	扶助費	育成手当	367,227
	障害手当	23,653		障害手当	25,126		障害手当	24,878
	手当戻入	-300		手当戻入	-81			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	8,204	7,663	▲ 541	地方税等	0	0	0
	物件費	349	275	▲ 74	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	389,811	373,088	▲ 16,723	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	30	140	110
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	30	140	110
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,560	762	▲ 798	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 399,894	▲ 381,648	18,246
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	399,924	381,788	▲ 18,136	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 399,894	▲ 381,648	18,246
特別費用(g)	0	41	41	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 41	▲ 41	当期収支差額(e)+(h)	▲ 399,894	▲ 381,689	18,205	

備考 行政費用の大半を児童育成手当にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、対象児童数の減によるものである。行政収入その他は、同手当返還金である。

問題点・課題
 ・現況届の際に、愛の手帳や身体障害者手帳等の添付書類に不備が目立つため、対象者に分かりやすい周知を行っていく必要がある。
 ・障害手当については、特別児童扶養手当や他課で実施している障害に関する手当との連携をとる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度の周知を行っていく。	区報やメルマガで周知を行った。	現況届の添付書類が必要な対象者に丁寧に対応していく。
②	国、都や障害者福祉課と連携して障害手当の受給資格確認を実施する。	障害手当年齢到達者への喪失通知を送付する際に、障害者福祉課の手当の案内を同封した。	国や都に加え、障害手当の障害判定の際には、他手当の認定状況を確認するなど、関係部署とも円滑な連携を図る。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-51	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林			
		担当者名	大熊	内線	3818			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	児童扶養手当等支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36（ 1961 ）年度	根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱 特別児童扶養手当の支給に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭及び20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 ・ 特別児童扶養手当：20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等 							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当 本人の所得に応じて支給額を決定。 令和5年4月から物価スライドにより金額改定 第1子月額 全部支給：44,140円、一部支給：44,140円～10,410円 第2子加算月額 全部支給：10,420円、一部支給：10,420円～5,210円 第3子以降加算月額 全部支給：6,250円、一部支給：6,250円～3,130円 申請のあった翌月から年6回（1.3.5.7.9.11月に各月の前月分まで）にまとめて支給 ・ 特別児童扶養手当 令和5年4月から物価スライドにより金額改定 1級：53,700円 2級：35,760円 							
経過	<p>昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当）</p> <p>平成14年8月 受付、認定及び手当支給事務も都から区に移管される</p> <p>平成20年4月 支給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる</p> <p>平成22年8月 父子家庭への手当支給開始</p> <p>平成24年8月 支給要件にDVによる保護命令が追加</p> <p>平成26年12月 公的年金との併給が可能となる</p> <p>平成28年8月 第2子、第3子加算額を増額、物価スライド制を導入</p> <p>令和元年度 年度限定で未婚の児童扶養手当受給者に対し臨時・特別給付金を支給（17,500円）</p> <p>令和元年11月 支給回数を年3回から年6回に変更</p> <p>令和2年度 ひとり親臨時特別給付金を支給（新型コロナウイルス感染症関連1世帯5万円ほか）</p> <p>令和3年3月 障害年金受給者に対する児童扶養手当の算定方法の変更</p>							
必要性	ひとり親家庭等に係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 窓口にて申請受付→認定→支給決定→給付 年1回（8月）現況届により。受給資格を確認し継続の可否を決定。ただし、特別児童扶養手当は、受付のみ区で行い、認定、給付は都で行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	児童扶養手当受給児童数	1,660	1,525	1,592	1,525	1,592	
	②	特別児童扶養手当受給児童数	169	165	169	171	171	
③	父子手当受給児童数	83	76	67	64	64	①の内数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	国の基準に基づき、継続する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	700,687	700,969	795,482	871,832	593,828	573,122	590,507	
決算額 (5年度は見込み)	636,908	609,983	780,188	823,980	558,701	523,145	590,507	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	児童扶養手当受給者数	1,317	1,305	1,240	1,168	1,063	1,097	1,063
	特別児童扶養手当受給者数 (参考)	171	180	177	165	161	165	167
	(児扶) 延べ児童数	23,706	22,727	27,923	20,874	19,955	18,867	18,872

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	障害判定医謝礼	0	報酬	会計年度任用職員報酬	0	報酬	非常勤職員報酬	329
需用費	消耗品・印刷製本費	122	報償費	障害判定医謝礼	0	報償費	障害判定医謝礼	50
役務費	郵便料	519	旅費	通勤費	0	旅費	通勤費	20
扶助費	扶養手当費	558,060	需用費	消耗品・印刷製本費	27	需用費	消耗品・印刷製本費	140
			役務費	郵便料	433	役務費	郵便料	481
			扶助費	扶養手当費	522,685	扶助費	扶養手当費	589,487

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	12,111	12,906	795	地方税等	0	0	0	
	物件費	641	460	▲ 181	国庫支出金	186,301	175,369	▲ 10,932	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	41	43	2	
	扶助費	558,060	522,685	▲ 35,375	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	38	2,814	2,776	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	186,380	178,226	▲ 8,154	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,302	1,284	▲ 1,018	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 386,734	▲ 359,109	27,625	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	573,114	537,335	▲ 35,779	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 386,734	▲ 359,109	27,625	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 386,734	▲ 359,109	27,625		

備考 行政費用の大半を児童扶養手当にあたる扶助費が占めている。前年度と比較し、扶助費及び行政収入の減少は、対象者数の減に伴うものである。なお、行政収入その他は、手当返還金である。

問題点・課題 ・手当申請を契機として、申請者の生活状況を踏まえ、ひとり親支援施策等につなげていく必要がある。

問題点・課題の改善策			
①	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ひとり親家庭への支援施策を周知していく。	新規認定の通知を送る際にひとり親家庭支援施策のチラシを同封した。	引き続き、ひとり親家庭への支援施策の周知を徹底していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明 0 区)	
	議会議決要旨	令和2年度2月会議 平成30年度6月会議 平成30年度6月会議 平成28年度6月会議	児童扶養手当の申請の促進すること 児童扶養手当現況届の夜間・土日受付について 児童扶養手当の毎月支給について 児童扶養手当の支給月を年3回から毎月支給にするべき			

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-52		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	子ども医療費助成事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	小林	
			担当者名	佐々木		内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-08-01	子ども医療費助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	同条例施行規則			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	II 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	子どもの医療費の保険診療分の自己負担分を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、児童福祉の増進と子育て世代への支援を行う。							
対象者等	15歳に達する日の最初の3月31日までの児童（生活保護受給者、施設入所者は対象外）。令和5年4月から18歳に達する日の最初の3月31日までの児童に拡大。区内在住で健康保険に加入していることが条件。							
内容	<p>申請により医療証を発行し、健康保険の自己負担分（乳幼児：2割 子ども：3割）の助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物給付：医療機関窓口で医療証を提示することにより、保険診療分は自己負担なしで受診 ・現金給付：都外医療機関受診等で受給者が立替払いした場合に、償還払い（口座振込）により給付 ・平成12年10月より一部負担金（食事療養費）制度を導入（都制度分、区単分ともに導入） <ul style="list-style-type: none"> ①一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円） ②住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者は1日300円 ・本事業は、都制度による事業であるが、所得による給付制限（児童手当と同額）及び小学生以上の自己負担について補助制限があるため、都制度で対象外となった世帯及び医療費補助に対しては、区の単独事業として給付している。（19年度より財調算入） ・ひとり親医療助成対象児童は、子ども医療助成が優先される。 ・平成28年4月より、食事療養費 1食360円（平成18年4月から28年3月まで 1食260円） 							
経過	平成 4年10月	区単独事業として開始（0～2歳児）	所得制限なし					
	平成 6年 1月	都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り）						
	平成 7年10月	区単独対象拡大（就学前まで対象拡大）						
	平成13年10月	都対象拡大（就学前まで、所得制限有り）						
	平成14年10月	健康保険制度改正で3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更。						
	平成19年 4月	区単独対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）	財政調整交付金対象事業に変更					
	平成19年10月	都対象拡大（義務教育修了前まで）	自己負担分の1/3を助成。					
	平成20年 4月	健康保険制度の改正により就学前児童の負担割合が3割から2割に変更。						
	平成21年10月	都助成拡大（義務教育就学児 入院：食事代を除く自己負担額全額、通院：1回200円を控除した額）	所得制限有り。					
	令和5年 4月	高校生等医療費助成制度開始予定。						
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 窓口にて申請受付→審査→決定。医療費の支払は、国保連、基金に委託し、医療機関への支払う。一部、区が直接対象者に給付。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	医療証交付児童数（マル乳）	12,202	11,803	11,467	11,467	11,467	
	②	医療証交付児童数（マル子）	14,037	14,235	14,420	14,420	14,420	
③	医療証交付児童数（マル青）	—	—	—	4,476	4,476		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	都の基準に基づき、継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		989,179	980,772	975,179	968,737	963,203	964,196	1,127,729
決算額 (5年度は見込み)		960,137	954,493	962,600	757,709	902,092	910,340	1,127,729
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	乳・子医療証交付児童数 (3月末)	26,005	26,107	26,399	26,239	26,038	25,887	25,887
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	事務用品、印刷製本	605	需用費	事務用品、印刷製本	343	需用費	事務用品、印刷製本	590
役務費	郵便料	1,825	役務費	郵便料	1,963	役務費	郵便料	2,554
委託料	レセプト審査支払委託料	24,389	委託料	レセプト審査支払委託料	25,636	委託料	レセプト審査支払委託料	47,880
扶助費	医療助成費	875,272	扶助費	医療助成費	882,398	扶助費	医療助成費	1,076,705

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,172	3,630	2,458	地方税等	0	0	0
	物件費	26,820	27,942	1,122	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	875,272	882,398	7,126	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	277	530	253
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	277	530	253
	賞与・退職給与引当金繰入額	223	361	138	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 903,210	▲ 913,801	▲ 10,591
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	903,487	914,331	10,844	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 903,210	▲ 913,801	▲ 10,591
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 903,210	▲ 913,801	▲ 10,591	

備考 行政費用の大半を、医療費の助成である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の増加は、助成件数増である。

問題点・課題 ・対象を高校生（18歳に達する日の属する年の最初の3月31日）まで拡大する予定のため、都が示す制度に基づき、関連機関との連携、対象者への周知、医療証の交付および医療費の支給等を適切に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都が示す制度に基づき、医療費助成の対象年齢拡大について適切に事業を行う。	来年度からの高校生等医療費助成事業開始に向け、関連機関と連携し、準備業務を適切に行った。	高校生等医療費助成制度開始に伴い、制度周知を行い、医療費の助成を適切に行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	食事療養標準負担額助成実施区(12区)：中央、港、新宿、台東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、豊島(乳のみ)、練馬、江戸川 高校卒業までの医療費無料化実施(2区)：千代田、北(入院のみ)

議会議決要旨	令和3年度9月会議 平成29年予特 平成29年度2月会議 平成27年度2月会議 平成27年度6月会議	18歳までの医療費無料化を実現すること 入院時食事療養標準負担額についても区が負担すること 18歳までの医療費無償化を検討すること 子どもの医療費助成を18歳まで行うこと 対象者を拡充すること
--------	--	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-01-53		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	小林		
			担当者名	佐々木	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	ひとり親家庭医療費助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。							
対象者等	①ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ②両親がいない児童などを養育している養育者 ③ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④父又は母が重度の障がいがある児童 ※所得制限あり							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり）子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認）年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。 ・事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に送付→連合会及び支払基金で審査→区に請求→連合会及び支払基金に支払→連合会及び支払基金は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。 ・ひとり親医療費助成対象児童は、子ども医療費助成が優先される。 							
経過	<p>平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。</p> <p>平成13年1月～ 保険診療の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ①住民税課税世帯：保険診療分の1割（食事療養費は自己負担） ②住民税非課税世帯：食事療養費のみ自己負担</p> <p>平成14年度 乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった（現在、子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になった3月31日まで）。</p> <p>平成19年度～ 東京都の補助対象事業から財政調整交付金対象事業に変更 令和5年度～ 高校生等医療費助成の開始</p>							
必要性	ひとり親家庭等に係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 窓口にて申請受付→審査→決定。年1回（8月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。医療費の支払は、国保連、基金に委託し、医療機関への支払う。一部、区が直接対象者に給付。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	医療費助成対象者数	1,546	1,490	1,409	1,409	1,409	
	②	対象世帯	1,088	1,055	994	994	994	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	都の基準に基づき、継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		70,882	64,251	65,004	62,420	61,624	61,570	59,797
決算額(5年度は見込み)		63,205	61,757	59,490	55,943	57,848	55,955	59,797
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	対象世帯	1,201	1,197	1,163	1,088	1,055	994	1,494
	助成件数	25,646	24,974	24,678	21,400	22,678	21,850	24,129
	助成額(単位：千円)	61,145	59,843	57,571	54,231	56,093	53,686	57,862
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	印刷製本	117	需用費	印刷製本	122	需用費	印刷製本	170
役務費	郵送料	164	役務費	郵送料	167	役務費	郵送料	202
委託料	レセプト審査委託料	1,474	委託料	レセプト審査委託料	1,432	委託料	レセプト審査委託料	1,563
扶助費	医療費	56,093	扶助費	医療費	54,234	扶助費	医療費	57,862

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	6,642	4,436	▲ 2,206	地方税等	0	0	0
	物件費	1,755	1,721	▲ 34	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	56,093	54,234	▲ 1,859	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	5	19	14
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5	19	14
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,263	441	▲ 822	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 65,748	▲ 60,813	4,935
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	65,753	60,832	▲ 4,921	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 65,748	▲ 60,813	4,935
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 65,748	▲ 60,813	4,935

備考

行政費用のうち約9割を、医療費の助成である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、助成件数の減によるものである。行政収入その他は、過誤払いの返還金である。

問題点・課題

・区民や医療機関などに対して制度の周知を十分に行い、適切な支給を行う必要がある。
 ・子ども医療費助成の対象者が拡大された場合に、都が示す制度に基づき、本制度の変更等を関連機関と連携して対応するとともに対象者への周知を適切に行う必要がある。
 ・令和5年4月から高校生等医療費助成が開始されたため、制度変更や医療証の使い方について対象者へ周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な医療証の交付や医療費の支給をする。	医療証の交付、医療費の支給を適切に行った。	引き続き、制度周知を行い、申請漏れ等がないよう適切に助成を行う。
②	制度変更の際、関連機関との連携、対象者への周知を図る。	高校生等医療費助成事業の開始に伴い、本制度の変更点を関係機関と連携し周知を行った。	引き続き、高校生等医療費助成事業の開始に伴う医療証の使い方等の変更について周知を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	